

アジア諸国と人権（その二）



研究センター所長
同志社大学教授

安藤 仁介

このシリーズでは、これまで世界のいろいろな地域の人権問題を取り上げてきました。なかでも中南米、東欧、アフリカについては、地域一般のかかえる問題を見るようにしてきました。実は、西欧や北米についても、問題がないわけではありません。しかし、西欧や北米はどちらかといえば人権先進地域と考えられているせいか、日本で国際人権を論じる人々がしばしばひろく取り扱っていますので、そちらにお任せし、ここでは、残された地域であるアジアについて、私なりに取り上げてみたいと思います。もともと、シリーズ名が変わる前に、香港やマカオを取り上げたことはありますが、それはアジアの人権というよりも、それらの地域が西欧の植民地か

ら中国へ返還された後で、国際人権規約が適用されつづけるかを問題としたものでした。そこでこれからは、アジア自身のかかえる問題として人権を取り上げてみましょう。

ただし一口にアジアといっても、人口も土地もそれぞれ世界で一番多くかつ広く、また歴史もさまざまであり、人種、言語、宗教、社会のどれをとってもきわめて多様に富んでいます。だが、日本の近くにありながら、その国（?）の人権について日本人があまり考えているようには思われないうところが一つあります。そこで最初に、そのところを取り上げることにします。

* * *

それは台湾です。ご承知のように、台湾は一九世紀末の日清戦争の結果、当時の清朝から日本に割譲されて以後、第二次世界大戦の終結まで半世紀にわたり日本の海外領土として支配されてきました。現在でも、ある世代以上の台湾の人たちが日本語を使えるのは、日本支配

の名残りの一部といえます。また、ごく最近も日本の新幹線を導入して、北端の台北から南端の高雄まで二時間半で行けるようになるなど、日本との関係は決して浅くありません。その台湾を「国と呼ぶことに!?」マークを付けた理由は、のちほど説明する機会があるので、ここでは台湾の国際法上の地位には問題があること、日本自身も台湾の人たちの人権にかかわりがあること、を指摘しておきたいと思えます。

ところで日本に割譲される以前の台湾の歴史は、中国本土とかなり違っています。台湾という島の存在自体は、紀元前から本土に知られており、南方系と思われる原住民が住んでいたことも明らかです。しかし、本土の王朝の支配が台湾に及ぶのは一六世紀に入った明朝の時代であり、同じ頃アジアに進出してきたポルトガル人が海上から見て「うるわしのしま（美麗島）！」と呼んだのが欧米語フォルモーサの語源だとされています。いずれにせよ、ポルトガルに次いで台湾に進出してきたオランダは台南地域の植民地経営を手掛け、北部の一部地域の支配を企てたスペインを追い出して全島の支配を試みまし

た。しかし、一六六一年に清朝に滅ぼされた明朝の再興を図る鄭成功が多数の兵を率いてオランダ人を駆逐し、対岸の福建省から移民を誘致して南部地域の支配を固めようとした。けれども、その努力も空しく、同八三年には清朝の支配下に入り、福建省や広東省の移民も増え、一八世紀には台北を含む北部も開拓されるに至ったのです。

こうして、少数の原住民を除けば、台湾の住民はほとんど中国系であり、しかも四世紀にわたって台湾で生まれ育った人たちが中心です。だが日本の敗戦後も、土着の台湾の人たちが台湾の命運を決めることはできませんでした。それは、中国本土で毛沢東の率いる共産党軍に追われた蒋介石の国民党軍が台湾へ逃げ込み、しかも「大陸反攻」を標榜して、土着の住民の政治参加を徹底的に弾圧し、憲法を停止し戒厳令を敷く事態が実に半世紀も続いたからです。つまり、国連憲章の原則でもある「自決の権利」という基本的な人権の行使が、台湾の人権問題の根底にあるのです。

アジア諸国と人権 (その二)



研究センター所長
同志社大学教授

安藤 仁介

前回、アジア諸国の人権について考える最初の例として台湾を取り上げ、一九世紀末の日清戦争の結果、清国から日本に割譲された同島が第二次世界大戦の終結後、中国へ返還されたこと、ただし中国本土で共産党軍との内戦に敗れた国民党軍が台湾へ逃げ込み、蒋介石に率いられた中華民国政府が土着の住民の政治参加を徹底的に弾圧して、憲法を停止し、戒厳令を敷く事態が半世紀も続いたこと、をご説明しました。とくに、一九四七年二月二十七日夕刻、閩タバコ摘発中の公務員と警察官から女性が暴行・傷害を受けた事件は、住民の怒りに火をつけ、当局に対する不満が瞬く間に台湾全土に広がって、自治拡大の要求が高まったのです。この二・二八蜂起は

軍隊も出動する大弾圧により鎮圧されましたが、土着の知識層や指導者を含む五、〇〇〇人もの犠牲者を出したといわれています。その後この事件は、台湾ではタブー視され、日本ではあまり知られていません。しかし、台湾独立運動へ繋がる底流の一つとなったことは、否定できないでしょう。

一九四九年一月一日、北京で中華人民共和国政府の樹立が宣言された直後の同年二月七日、中華民国政府は北京から台北へ公式に移転することを発表しました。蒋介石とその側近を中核とする同政権は、一九四六年に国民党が一方的に開いた制憲国民大会で「中華民国憲法」を採択し、国民大会を政権行使の最高機関としました。また翌四七年、同様に国民党が一方的に行なった第一回選挙で国民大会の代表を選出し、若干の補充を除くほか、ごく最近に至るまで、改選はまったく行われませんでした。最高機関の頂点には、国民大会が選出する総統が位置しますが、一九五〇年から七五年の死去まで蒋介石が、七八年から八八年の死去まで息子の蔣経国が、それぞれ総統に就任しました。立法機関としては立法院がありますが、これも国民大会と同様に改選がまったく行

われず、終身議員的な状況が長らく続きました。私が台湾を初めて訪れたのは一九六八年の夏ですが、台北空港で荷物を全部検査され、予備用の靴に詰めてあった日本の新聞紙まで取り上げられるなど、外部から情報が入ることを極度に警戒している様子が見えかねないものです。

ところでこの間、台湾を含む中国の国際情勢には大きな変化が起こりました。まず、北京に中華人民共和国政府が樹立された一九四九年末、同政府は国際連合に通告を送り、「国際連合で五大国の一つたる『中国』を代表すべきは、台湾に閉じ込められた中華民国政府ではなく、北京を首都とする中華人民共和国政府であるべきだ」として、代表権交替の措置をとることを求めました。英国などは、中国領土の圧倒的な部分を支配する北京政府を中国の正統政府として承認する措置を執っていました。が、米国などは、国連憲章の起草時から国連活動に協力してきた台北政府を事実上追放することに懐疑的であり、翌五〇年に始まった朝鮮戦争に国連軍が派遣され、北京政府が義勇軍の名でこれに対抗した事情も手伝って、いわゆる中国代表権問題の決着は一九七一年にまでずれ込みました。しかし、この年、国際連合における中

国代表権が北京政府に移ったことを受けて、米国のニクソン大統領が訪中して毛沢東主席と会談し、のちの米中和解の基礎ができたのです。

日本では、この頭越しの米中和解をニクソン・ショックと称する向きもありましたが、中華人民共和国政府の承認はすでに世界的な潮流となっており、翌七二年には田中首相が訪中して日中共同宣言が採択されました。このなかで日本政府は、両国間の「これまでの不正常な状態」を終えて正式な「外交関係を樹立する」ことに合意し、かつ「中華人民共和国政府が中国の唯一の合法政府であることを承認」するとともに「台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部である」とする「中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重し、ポツダム宣言第八項に基づく立場を堅持する」と述べました。実は日本は中華民国との間で一九五二年に平和条約を締結していたのですが、日中共同宣言に付随して外務大臣談話を発表し、共同宣言の採択の結果、「日華平和条約は存続の意義を失い、失効した」ことを明らかにしたのです。その意味については、次回に考えてみたいと思います。

アジア諸国と人権 (その三)



研究センター所長
同志社大学教授

安藤 仁介

このシリーズでは、前二回に続き、台湾の人権問題について考えていますが、一九七二年の日中共同宣言により、日本政府は「中華人民共和国（北京）政府が中国の唯一の合法政府であることを承認」とともに「台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部である」とする同政府の立場を十分理解し、尊重し、同時に「ポツダム宣言第八項に基づく立場を堅持する」と述べました。つまり、それまで日本政府は中国を代表すべき政府は、中華民国（台北）政府だと見なしてきた政策を改め、北京政府こそ中国を代表すべき政府だと認めただけで、これを日本の中国に関する政府承認政策の切り替えといえます。ただし一方で、台湾が中国の一部であるとする

北京政府の立場を理解・尊重するといいながら、他方でポツダム宣言に基づく立場を堅持するという日本政府の言い分は何を意味したのでしょうか。

実は日本以外にも、多くの国が中国に関する政府承認政策を切り替えましたが、「台湾が中国の一部である」とする北京政府の立場については、それぞれの国の事情を反映して、微妙な対応の違いが見られます。まず、モルジブ、ギニア・ビサウ、ニジェールなど台湾とあまり関係がなかった国の対応を見ると、北京政府の立場を承認するとはっきり言い切っています。これに対して、台湾との関係が深かった米国は一九七八年の米中共同コミュニケのなかで政府承認の切り替えに同意する反面、それを前提としつつ「米国の国民は台湾の人民と文化的・商業的等の非公式関係を維持する」と明言し、台湾関係法という国内法を制定して関係の中身を規定しました。英国やオーストラリアもこれに近い対応をしています。また、オランダ、フィリピンは日本と同様に対応し、カナダ、ベルギー、ギリシャ、ブラジルなども北京政府の立場に留意する」と述べるに留め、承認（同意）す

る」という言葉を避けています。

日本は一九四五年に連合国の提示したポツダム宣言を受け入れて降伏しましたが、同宣言は二年前のカイロ宣言に従って「台湾及び澎湖島のような…地域を中華民国に返還する」と定めており、一九五一年の対日平和条約もこれを受けて「日本は台湾及び澎湖島に対する権利を放棄する」と定めています。ここにいう中華民国は中国と考えられますから、日本は台湾が中国の一部であることは否定できません。しかし一九四五年以降、中国の政変の結果、中国本土は共産党軍の支配下に入ったが、蒋介石の率いる国民党軍が台湾へ逃れて台湾と周辺の小島を支配し続け、その地域に北京政府の支配が及んでいないことも事実です。日中共同宣言で日本政府がポツダム宣言に基づく立場を堅持するといったのは、日本としてはそのような事実まで否定することはできないという意味だったのです。現に政府承認の切り替え後も、日本と台北政府は東亜（台湾では亜東）交流協会という民間組織を設置し、この組織を介して旅券・ビザの発行や交通・貿易関係の処理をそれまで通り継続しているの

す。

もつとも日本の立場としては、台湾は中国の一部であって、現状においては中国から分離した独立国家と見ることはできません。また、北京政府が中国の正統政府である以上、台北政府はせいぜい中国の一部を現実に支配する地方政権でしかありません。実際のところ日本政府は一九五二年、対日平和条約の規定に従って、中華民国政府とのあいだで「日華平和条約」を結び、台湾・澎湖島に在る日本・日本国民の財産・請求権と日本に在る中華民国・その住民の財産・請求権とにかかわる問題については、両国間の特別取極で処理することにしていました。ところが、この取極が締結される前に、日本政府は中国に関する政府承認政策を切り替え、外務大臣談話により「日中共同宣言の採択の結果、日華平和条約は存続の意義を失い、失効した」と公表しました。これにより、台湾住民の日本に対する請求権（人権）にマイナスが生じました。次回は、この台湾人元日本兵事件について考えることから始めましょう。

アジア諸国と人権（その四）



研究センター所長
同志社大学教授

安藤 仁介

前回の最後で触れた台湾人元日本兵事件とは、つぎのような事件です。事件の中心は、第二次世界大戦中に日本軍の軍人または軍属として戦地に動員され死傷した台湾人とその遺族が、日本政府に対して補償を求めたことにあります。日本人の軍人や軍属については、戦傷病者戦没者等援護法（援護法）、恩給法により補償が支払われてきました。しかし、これらの法律は受給者が日本国籍をもつことを条件としているため、旧日本領の住民には自動的に適用されるわけではありません。台湾の住民については、さきに見た一九五二年の「日華平和条約」により、台湾人の日本国籍を失くすると同時に、住民の財産・請求権の処理は両国間の特別協定にゆだね

ねることになっていました。ところが、この協定が結ばれるまえに、一九七二年の日中共同宣言により日本が中国の政府承認切り替え政策を採った結果、日華平和条約は失効し、協定を結ぶことができなくなったのです。

この事件は、昭和五七（一九八二）年の東京地裁判決から同六〇（一九八五）年の東京高裁判決を経て、平成四（一九九二）年の最高裁判決で最終的な司法判断が下されました。最高裁判決によれば、戦争犠牲ないし戦争損害は日本国憲法の想定外のものであり、憲法に基づく請求としては受け付けられない／また、この種の請求権は日華平和条約により特別協定で処理することとされていたので、援護法・恩給法の国籍条件には合理的な根拠がある／そして、この協定が結ばなくなった結果、台湾人元日本兵の請求をどのように処理するかは立法政策の問題、つまり議会が解決すべき問題だ——というのです。これについては、国会が議員立法により、ある程度の中意金・見舞金を支払う措置を執りましたが、最高裁判決の考え方自体に疑問はないでしょうか。

実は、この疑問を検討するうえで、参考になる例があ

ります。それは、私も委員を務めている規約人権委員会の判断です。委員会は世界人権宣言を条約にした「市民的及び政治的権利に関する国際規約」により設置され、同規約に付随する「選択議定書」に基づいて個人が国家

きではないかと思われます。この事件も最終的には、セネガル政府との交渉をつうじてフランス側がいくらかの追加支給をすることで決着しました。

に対して提出する請求にも判断を下します。その一つに、セネガル人元フランス兵年金事件に関する判断があります。これは植民地時代にフランス軍人として戦地に動員され退役後もフランスから軍人年金を支給されていたセネガル人が、年金の計算基準がフランス人の退役軍人と区別されたのは不合理だとして、委員会に訴えたものです。フランス政府は、セネガル側の資料が不正確であり、改善を求めても矯正されなかったため、ある年度以降インフレ加給を追加しなかったものだ、と抗弁しました。しかし委員会は、資料の不正確さはインフレ加給を国籍によって区別する合理的な根拠ではないとして、セネガル人元フランス兵の請求を認めたのです。年金がかつての軍

為が台湾の人びとの人権に与える影響は依然として存続しています。その台湾は、李登輝大統領のあとを受けた陳水扁政権のもとで積極的に政治の民主化を進め、IT産業の成功もあって経済的にも発展しています。さらに人権の分野でも、人権の擁護・促進を政策として掲げ、そのための国際的なネットワークづくりにも努めています。こうした努力の背後には、経済の自由化を進めながら政治的にはなお共産党の一角独裁を維持している大陸本土に対する牽制の意図があるのかも知れません。いずれにせよ私たち日本人としては、台湾の人びとの人権状況に関心を寄せつづけるべきではないでしょうか。

役に對して支払われる以上、のちの国籍変更によって差別すべきではない、というのが委員会の基本的な立場であり、この立場は台湾人元日本兵事件にも適用されるべ

アジア諸国と人権（その五）



研究センター所長
京大名誉教授

安藤 仁介

先の四回は、アジア地域の人権問題を考える最初の事例として「台湾」を取り上げましたが、今回は中国本土について考えてみましょう。中国の人口は一人子政策が採られてきたとはいえ十三億を超え、いまや地球上の五人に一人は中国人であり、これに海外在住者を加えると漢民族系の人類に占める比率はきわめて高いこととなります。その分、かれらの人権問題は人類にとって大きな意味を持っているのです。

実は昨年十二月末にわが世界人権問題研究センターが同志社大学ヒューマン・セキュリティ研究センターと協

力を挙げる一方、かつての小作人的な地位に追い込まれる農民の数が増え、かれらは低賃金と労働強化を強いられています。また、中国の伝統的な小役人の腐敗の結果、多くの農民は高い税金に苦しんでいます。そうしたなか家族を養うため、やむなく土地を捨て都会へ出て、中国経済躍進の象徴とされる工業の労働者となった農民の数は決して少なくありません。しかし都会の労働力の需要と供給のバランスが労働者にとって不利となり、工業労働者の低賃金問題を引き起こしています。これは丁度、明治以来の近代化過程における日本の状況と似通っていますが、農民の生活がきわめて苦しいことに変わりはありません。日本のマスコミがなぜもつと早くから中国農民の悲惨な状況や地方における暴動の実態を伝ええないのか不思議ですが、中国農民の社会的地位は文字通り低いのが現実です。

中国は、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」いわゆる社会権規約の当事国となっています。

力して「国際シンポジウム」を開きました。その際、私の旧友である北京大学法学部の教授に「中国農民の人権に関する法と現実」という表題で問題を提起してもらいました。かれによれば、中国農民の人権は法的にも現実にも、都市の住民と比べて差別を受けているそうです。まず法的には、国会に当たる全国人民代表会議に選出される議員の数が、農村の場合、都市に比べて不利になっています。もつとも日本でも、逆に農村に比べて都市が不利になっていますから、あまり偉そうなことはないえませんが、日本の場合は、国会の現議員が自分たちの利益のために、一人の票の重さを同じにする努力を怠っているわけであって、制度として都市の不利な状況が固定されているわけではありません。しかし、中国の場合には、これがかなりの期間固定されているので、制度として改善される必要があるわけです。

つぎに現実問題として、いわゆる経済の自由化が進められた結果、農村でも土地に対する権利がかなりの程度自由になり、経営能力に優れた者が大規模農法で大きなだが、私が関係してきた「市民的及び政治的権利に関する国際規約」いわゆる自由権規約は署名したままで、未だに批准していません。共産党一党独裁制のままでは、自由権規約が理想とする複数政党のもとで自由選挙による国民の選択を保障しがたいため、自由権規約の当事国とならないことは理解できないわけではありません。しかし、農民が都市の住民と比べて法的にも現実にも差別されている現状は、社会権規約の定める「法の前の平等」にも違反しているのではないのでしょうか。

高名な中国の政治家、故周恩来はかつて中国辺境の農村を訪れた際、そのあまりの貧しさに涙を禁じえなかつたといわれています。そのかれが亡くなって以後かなりの年月を経たというのに、農村と都市の違いは依然として残っているようです。人類の五分の一を占める中国人の七割に上る農民の人権について、われわれ日本人はなによりも正確な知識を得る努力を重ねるべきでしょう。

アジア諸国と人権（その六）



研究センター所長
京大名誉教授

安藤 仁介

前回、中国一三億の人口のうち、七割を占める農民が法的にも事実のうえでも、都市の住民と比べて差別を受けている事実をご説明しました。そして、農村においても経済の自由化が進められた結果、大規模農業経営の成業者が大きな富を築く一方で、大多数の農民が低賃金と労働強化に悩まされていること、村を捨て都会へ出て工業労働者となった者も、需給のバランスがかれらに不利なため、やはり低賃金に泣かされていること、を指摘しました。もつとも、この点に関する最近の情報によると、農村部からの人口流出がある程度の限界に達したため、都市部の労働力不足が起こり、賃金はむしろ上昇傾向に

な工業化の結果、多量の工業用水が河川から引かれ、また地下水が汲み上げられたために、土地の砂漠化現象が深刻な問題となっています。たとえば、北部の黄河沿いに急激に工業地が広がり、黄河の水位が一般的に低下したのみならず、黄河が渤海湾に注ぐ辺りでは水の流れが無くなってしまった、といわれています。それは、大きな環境問題であるとともに黄河周辺に住む人びと、とくに農民の生活用水や農業灌漑用水の不足に直結します。さらに、零細な漁業に携わってきた人たちの生活基盤を脅かしているのです。

私はこの二〇年ばかり、世界人権宣言を条約にした国際人権規約のうち「市民のおよび政治的権利に関する国際規約」に基づく人権委員会の委員を務めています。その関係で例の天安門事件の後、中国外務省のお役人と話したことがあります。その際には「欧米諸国は中国の市民的・政治的権利に問題があると批判する。それはわれわれも全面的に否定するわけではない。しかし、中

あること、他方、高等教育の普及が産み出した多くのブルー・カラー労働者が過剰気味となり、彼らの就職難が新しい問題となつていくこと、などが報じられています。いずれにせよ、経済の自由化を受けた工業化の波が都市部と農村部の格差を拡げ、それが農民の生活を直撃してきたことは間違いありません。よくいわれる中国の沿岸部と内陸部との格差は、まさにそれを象徴するものです。

ところで工業化の波は、ここで見た以外にも、さまざまな波紋を中国大陸に及ぼしています。その一つは、緑の喪失と水不足、いわゆる土地の砂漠化現象です。日本でも宅地の濫開発や道路の舗装化のため、とくに都市部の緑が失われていく弊害は早くから問題視されてきました。それでも、国土の半分以上は山であり、飛行機の上から見ると、まだまだ沢山の緑が残されています。しかし、中国大陸や朝鮮半島では、樹木の伐採に対応して植林活動が必ずしも適切に進められてこなかったせいか、禿山や荒地が目立ちます。とくに中国では、最近の急速

な工業化の結果、多量の工業用水が河川から引かれ、また地下水が汲み上げられたために、土地の砂漠化現象が深刻な問題となっています。たとえば、北部の黄河沿いに急激に工業地が広がり、黄河の水位が一般的に低下したのみならず、黄河が渤海湾に注ぐ辺りでは水の流れが無くなってしまった、といわれています。それは、大きな環境問題であるとともに黄河周辺に住む人びと、とくに農民の生活用水や農業灌漑用水の不足に直結します。さらに、零細な漁業に携わってきた人たちの生活基盤を脅かしているのです。

私はこの二〇年ばかり、世界人権宣言を条約にした国際人権規約のうち「市民のおよび政治的権利に関する国際規約」に基づく人権委員会の委員を務めています。その関係で例の天安門事件の後、中国外務省のお役人と話したことがあります。その際には「欧米諸国は中国の市民的・政治的権利に問題があると批判する。それはわれわれも全面的に否定するわけではない。しかし、中

あること、他方、高等教育の普及が産み出した多くのブルー・カラー労働者が過剰気味となり、彼らの就職難が新しい問題となつていくこと、などが報じられています。いずれにせよ、経済の自由化を受けた工業化の波が都市部と農村部の格差を拡げ、それが農民の生活を直撃してきたことは間違いありません。よくいわれる中国の沿岸部と内陸部との格差は、まさにそれを象徴するものです。

ところで工業化の波は、ここで見た以外にも、さまざまな波紋を中国大陸に及ぼしています。その一つは、緑の喪失と水不足、いわゆる土地の砂漠化現象です。日本でも宅地の濫開発や道路の舗装化のため、とくに都市部の緑が失われていく弊害は早くから問題視されてきました。それでも、国土の半分以上は山であり、飛行機の上から見ると、まだまだ沢山の緑が残されています。しかし、中国大陸や朝鮮半島では、樹木の伐採に対応して植林活動が必ずしも適切に進められてこなかったせいか、禿山や荒地が目立ちます。とくに中国では、最近の急速

国四千年の歴史のなかで、中国人の大半が今ほど生活の物質的保障を享受している時期はなかった。その基礎のうえに、市民的・政治的権利もいずれば徐々に拡大していくだろう。だから欧米諸国も、いたずらに中国の市民的・政治的権利の現状を批判するのではなく、中長期的な視野に立って、建設的かつ教育的な励ましをしてもらいたい」と胸のうちの明かししました。かれのいったことは、おそらくそのとおりでしょう。前回も述べたように、明治維新を中心とした日本の近代化過程、そして第二次世界大戦の敗戦以降の日本の歩みを振り返れば、最近の中国の問題は日本自身の問題でもあったことを否定できません。歴史のなかで種々の試行錯誤があることは、ある意味で当然でしょう。ただし、それは中国の農民が現に体験しつつある人権問題を止むを得ないものとして、正当化できることには繋がらないのではないのでしょうか。つまり、現状の問題があれば、それを改善する努力はいつの場合にも必要ではないでしょうか。

アジア諸国と人権（その七）



研究センター所長
京都大学名誉教授

安藤 仁介

前二回に引き続き、今回も中国の人権状況について考
えますが、ちょっと話題を変えて「宗教」を取り上げる
ことにしましょう。

「宗教はアヘンであると断じたマルクスに倣い、一九
四九年に共産主義政権として発足した中華人民共和国政
府は当初から、宗教団体の活動や個人の信仰行為を厳し
く制限してきました。「共産主義社会の実現のために、
宗教は人間の精神活動にとって有害であり、消滅すべき
ものである」というのが、その背後にある考え方です。
そのため、既存の寺院や教会は国家に接収され、工場、
学校、軍事施設、娯楽施設に転換されました。ある意味

た。法輪功はもともと、一九九二年に李洪志という人が
始めた気功を用いる一種の瞑想修養法であって、政治運
動とは無縁です。ただし、改革・開放路線の進展につれ
て貧富の差が拡大し、保健医療の恩恵にあずかれない人
びとが病氣予防のため気功を実践するようになって、法
輪功の影響が急速に広がりました。とくに一九九九年、
法輪功に対する批判的な報道に抗議して、政府要人の住
む「中南海」の周辺に一人もの信者が、秘密警察の監
視の目をくぐって集結した事件は、当局の恐怖を惹き起
こしました。さらに共産党の幹部や要人の家族のなかに
も法輪功の信者がいた事實は、政権側の警戒心を煽り、
ついに法輪功を邪教かつ非合法組織と認定して、弾圧が
開始されたのです。私が委員を務めている規約人権委員
会でも、法輪功がアイルランドで集会を計画した際に、
中国の働きかけにより、アイルランドが信者の入国を制
限する措置をとったことが、集会の自由に対する同国の
違法な干渉ではないか、が問題となったことがあります。
いずれにせよ、二〇〇四年に公布され翌年に施行され
た「宗教事務条例」によれば、公認された五種の宗教の

で宗教一致のラマ教文化に支えられてきたチベットに対
する北京政府の干渉下に、ダライ・ラマ一四世がインド
へ亡命し、漢民族の進出によってチベット社会が大きく
様変わりしつつある現象も、そうした政策を示すもので
しょう。この傾向は、文化大革命中にさらに増幅され、
宗教のみならず知識人一般が、封建的残滓として紅衛
兵の攻撃の対象となりました。寺院、仏像、経典に加え
て、孔子廟までもかれらに破壊されたのです。かくして
宗教活動は、地下へ潜らざるをえなくなりました。

しかし、この傾向は一九七九年に始まる改革・開放路
線のもとで、大きく変化しました。それまでの「信仰し
ない自由」に対して、「信仰する自由」が前面に押し出
され、宗教は「抑圧される対象から管理される対象へ
と変わりました。この管理体制のもとで許される宗教組
織は、仏教、道教、回教（イスラム教）、天主教（カト
リック）、基督教（プロテスタント）の五種とされ、個
人の信仰行為に対する制約も緩和されました。

ところが、こうした緩和政策を背景に法輪功が民衆
のあいだに浸透して大きな社会的勢力となっていきました。
「自由は保障されますが、各宗教は「憲法以下の法令を
守り、国家の統一と民族の団結を阻害しない」ことを義
務づけられています。また、いかなる組織や個人も、宗
教を利用して社会の秩序を乱したり、公共の利益を害し
てはならないこととされています。実は、中国で天主教
（カトリック）が宗教活動を認められているといっても、
公認されている組織は「中国カトリック愛国会」だけ
です。しかも、愛国会の司教は、中国政府の承認のもとに
同会が叙階した人たちであって、カトリック本山のバチ
カンから叙階された人たちとは限りません。もともと、
バチカンから叙階された司教のなかには、カトリック布
教のために敢えて愛国会の活動に協力している人もいる
そうです。しかし、バチカンから叙階されても中国政府
に承認されていない司教は結局、地下活動をせざるをえ
ないのです。

政治と宗教との関係は、いつの時代にもいずれの国家
においても、難しい問題ですが、共産主義政権下の中国
における宗教について考える場合には、以上のような事
実を直視することが肝要です。

アジア諸国と人権（その八）



研究センター所長
京都大学名誉教授

安藤 仁介

中国における人権について考える際に、やはり政治的権利に触れないことはできません。その点で、一九八九年六月三日から翌朝未明にかけて起きた「天安門事件」は、私たちの記憶に新しいところです。北京の中心部故宮まえの天安門広場で同年四月の胡耀邦元党総書記の死を悼む形で始まった学生・市民の大集会やハン・ストの背景には、開放政策後の強い民主化要求や物価高に対する民衆の不満があったとされています。中国政府はこれに対して強硬な態度で臨み、解散・退去命令に従わない学生・民衆に戦車・装甲車を繰り出し、催涙ガスや実弾の無差別攻撃によって、広場を制圧しました。その結果、群衆の側に多数の死傷者が出たほか、かれらの抵抗によ

って兵士にも死傷者が出ました。党・政府は、これを「反革命暴乱」と決めつけ、参加した学生や知識人を多数逮捕し、弾圧しました。また、宥和的な態度をとったとして趙紫陽党総書記が解任され、江沢民が選任されました。この事件は、たまたまゴルバチョフ訪中取材中の各国マス・メディアによって世界にテレビ放映され、中国政府は国際的な非難を受けました。

天安門事件と並んで、いわゆる文化大革命も忘れることができません。もともと一九五六年のスターリン批判に続くフルシチョフ以降のソ連「修正主義」に対抗して中国独自の社会主義構築を目指す毛沢東の政策は、「大躍進」や「人民公社」に代表される国内経済の大混乱をもたらし、二千万人もの餓死者を出したといわれています。こうした失政から経済再生を図る党中央部のなかで孤立した毛沢東は、主流派を「資本主義の道を歩む実権派」と呼んで党外の青年・学生に直接働きかけ、かれに対する盲信的個人崇拜を核として集まった「紅衛兵」が「造反有理」と叫んで、あらゆる既存秩序の破壊と毛沢東批判派のつるし上げを手掛けたのです。その過程で、

実権派に属する劉少奇や鄧小平が失脚し、プロレタリア革命の名のもとに著名な学者、芸術家、高級官僚が紅衛兵に攻撃され、学校の授業も全面的に停止されました。また書物が焼かれ、孔子廟まで破壊されました。一九六六年に始まり一九七六年の毛沢東の死後まで続いた文化大革命が中国の社会に与えた損害は、図り知れません。

こうした政治動乱の背後に、個人の自由な政治活動を規制する共産党の一元独裁体制があることは否定できないでしょう。たしかに一三億もの人びとを統治するためには、強力な中央集権制度が必要なのかも知れません。しかし、同じく一〇億を超える人口をかかえるインドは、「世界一大きな民主主義」を実現しています。そのインドも比較的最近までヒンドゥー教的伝統や社会主義的経済運営のせい、貧富の差が激しく、貧困層が国民の多数を占めていましたが、経済の自由化やIT産業の振興によって変化の兆しが見られます。そしてインドは「連邦制」を採っています。そこで、ある時、私は中国の友人に「中国も連邦制を採択して、国家をいくつかの州に分け、州のあいだでいい意味の競争をしたらどうか」と

尋ねてみました。友人の答えは「それは中国人の政治観に反する。中国人は強い中央政権が広い領域を統一支配する時代が中国の隆盛期であって、春秋戦国や五胡十六国の時代はむしろ衰退期だと考えている」というものでした。

各国にはそれぞれのもの見方があり、中国人に連邦制を強要することはできません。けれども、辛亥革命で清朝を倒し「中華民国」政府を樹立した孫文は、三民主義をその政治理念に掲げていましたし、さきに見た台湾では自由と民主主義に基づく統治が実践されています。また、英国から中国へ返還されたホンコン（香港）でも議会の一部は住民の直接選挙で選ばれた議員が占めています。したがって、アウン・サン・スーチー女史が「ミャンマーで民主政治が機能しないわけではない」というように、中国に自由と民主主義を核とする政治体制が根付かないことはないでしょう。もっとも、それをどのように実現するかは、中国の人びとが決めるべき問題です。

アジア諸国と人権（その九）



研究センター所長
京都大学名誉教授

安藤 仁介

このシリーズでは「中国」を四回連続して取り上げましたので、今回は話題を替えようと考えていました。しかし、一つ大切なことに気付いたため、再度中国の抱える人権問題に触れておきたいと思います。それは中国各地で働く「炭鉱労働者」の人権です。

ご承知のように、暫く前から中国の経済躍進は世界的に大きな話題となっています。それは粗っぽくいうと、中国人の安価で優秀な労働力を活かすため、外国から膨大な資本が流れ込み、東北部や沿海地域を中心に工業化

が積極的に進められてきたことを指しています。工業化を進めるためには電力が不可欠です。そして中国の電力源の七割は「石炭」です。水力発電の強化を目指す三峡ダム建設が進み、世界の石油・天然ガスが高騰するほど中国政府が他のエネルギー源を求めても、この石炭の重要性は変わりません。しかも世界の石炭埋蔵量の三分の一は中国にある、といわれており、そのなかで中国政府は、国营炭鉱に加えて、各地で私营炭鉱の拡張を奨励してきました。最近の統計によれば、その数は一万七千ともいわれ、その他にも数千の無許可炭鉱があると伝えられています。問題は、五百万人を超える鉱夫たちの状況です。

昨年五月、山西省の一炭鉱で鉱夫が誤って水没した豎穴坑道に迷い込み、五七人が死亡する事故が起こりました。炭鉱のなかには、経営者が鉱夫の人数や坑道の安全に関する全国的な基準を無視する場合が少なくないため、こうした悲劇が起こりがちで、公式には年間五千人

の鉱夫が事故死するとされていますが、実際にはその数倍の被害者が出ている模様です。近く日本を訪れる予定の温家宝首相は以前から坑夫の安全に強い関心を示し、「坑夫の血の悲劇から学ぼう」と涙ながらに訴えたこともあるそうです。昨年のも事故の炭鉱経営者は本年二月、山西省の地区裁判所で一六年の禁固刑を言い渡されました。しかし、山西省の炭鉱経営者の羽振りのよさは悪名が高く、鉱夫に厳しい労働条件を強いる一方で、フェラーリやロールス・ロイスなどの高級外車を乗り回している、と非難されています。

もちろん、北京の中央政府は炭鉱経営の健全化へ向け、規制を強めることに努めています。しかし中国はあまりにも広大であり、かつ人口がきわめて多いため、中央から派遣されたお役人が地方の実力者に規制を守らせるのはきわめて困難な状況です。けれども石炭を発電源とする工業化は、一方でさきに触れた水資源の枯渇と並んで、黄砂に代表される大気汚染をもたらしています。

他方でここに見た鉱夫の悲劇が現実にかけているのです。折しも日本では、シヨウ「フラガール」に見られるように、旧炭鉱町の盛衰をテーマにしたレトロ・ロマンが流行っています。それはとりもなおさず、中国の現状が私たち日本人自身のたどってきた過去と重複していることを物語ります。その意味でも私たちは、中国の現状をもっと正面から見据え、悲劇をなくすために何をなすべきかに思いをめぐらせるべきではないでしょうか。

アジア諸国と人権（その十）



研究センター所長
京都大学名誉教授

安藤 仁介

前回まで五回に分けて取り上げた「中国」と並んで、同じく人口一〇億を超えるインドの人権問題についてしばらく考えてみましょう。我が国では、英領インド帝国から独立を勝ち取ったマハトマ・ガンジーの非暴力不服従運動のせいか、インドは平和的な国家というイメージが強いようです。しかし、現実のインドは一九四七年の独立期から、戦争状態を繰り返して経験しています。戦争は人権が侵害されるもつとも大きな原因の一つですから、インドの人権問題を考えるまえに、それらの戦争状態を見ておくことが必要でしょう。

のムガル帝国の衰退に乗じて、英国は一八世紀半ばから次第にその支配を強化・拡大し、一八五七年のセポイの反乱を機にムガル皇帝を廃位、従来の東インド会社を解散させてインド全土を本国政府の直轄下に置きまし。さらに同七七年には当時のビクトリア女王がインド皇帝を兼ね、こうして英領インド帝国が形を整えたのです。ただし、英領インド帝国といっても、英国が全土を直接に統治していたわけではなく、各地には古くからのヒンドゥー教系の藩王やイスラム教系の藩王の治める中の藩王国が散在し、英国はインド全体の防衛と外交を司る以外は、それぞれの藩王国の自治にゆだねていました。亜大陸の広さと相俟って、この統治体制が今日まで続くインドの多様性を保持する役割を果たしたのです。

一六世紀以降インド亜大陸を支配してきたイスラム教

もつとも、英国のインド統治はもともと、インドの人びと自身の発展を目指すものではなく、あくまでも本国のための植民地支配であり、産業の振興や教育の普及も植民地支配の枠内に止まりました。また、社会生活の各方面でインド人に対する差別は残り続けました。そのなかで、英国の統治に対する不満がつのり、第一次世界大

戦後には反英・民族運動は大きな広がりを見せたのです。これに対して英国は、イスラム教徒とヒンドゥー教徒の分離をはかったり、民族的少数派のイスラム教徒を重用する政策をとったりしましたが、第二次世界大戦による疲弊でインド統治を続ける能力を失い、ついにインド亜大陸の独立を認めざるをえない状況に追い込まれました。そして独立運動を指導してきたガンジーは、ヒンドゥー教徒とイスラム教徒の違いを乗り越え、多様性を抱えた「一つのインド」として独立する方策の実現に全力を注いだのです。

民の多数と藩王の信教は同じでしたが、二つの例外がありました。一つは北方のジャムーン・カシミールで、ここでは藩王はヒンドゥー教徒でありながら住民の多数はイスラム教徒でした。これに対して南部中央のハイデラバードでは、藩王はイスラム教徒でしたが住民の多数はヒンドゥー教徒だったのです。

とくにジャムーン・カシミールの藩王は独立の直前まで去就を明らかにせず、土壇場になってインドに所属する意向を表明したために、住民は激しく反発し、まずパキスタン、ついでインドの軍事介入を招く結果となりました。

だが、ガンジーの努力にもかかわらず、最終的に両教徒は融合することができず、一九四七年、亜大陸は中央にインドを挟んで、東西二つのパキスタンに分裂して独立を迎えることになりました。さらに各地の藩王国はインドがパキスタンのいずれに所属するかを決めなければなりません。そのなかで両教徒の対立は先鋭化し、各地で暴力に訴え武器を採った対立が激化し、インド亜大陸は身の安全を求めて移動する人びとで大混乱に陥り、無数の犠牲者を出しました。多くの藩王国では、住

この第一次印パ戦争は、一九四九年に国際連合が介入して停戦が実現し、両軍の停戦監視のため国連軍事監視団（UNMOGIP）が派遣されました。国連はまた、ジャムーン・カシミールの帰属を決めるために住民投票をするよう決議しましたが、インドが拒否したため今日まで実現していません。それどころか、一九六五年には第二次印パ戦争が、同七一年にはバングラデシュの分離独立をめぐって第三次印パ戦争が、それぞれ起り、国連軍事監視団は今でも引き揚げるできません。

アジア諸国と人権 (その十二)



研究センター所長
京都大学名誉教授

安藤 仁介

してしまつたのです。ハイデラバード側はインドが軍事侵略と経済封鎖によって、同国の独立を脅かしていると国連安全保障理事会に訴えましたが、安保理が有効な手立てを講じるまえに、インドによる併合が既成事実となつてしまいました。

独立期以降インドが経験してきた戦争状態の二番目として、ジャムナー・カシミールとは逆に、英領インド帝国時代から藩王がイスラム教徒であるのに、住民の圧倒的多数がヒンドゥー教徒であったハイデラバード王国について見ておきましょう。ハイデラバードはインド亜大陸の南部に広がるデカン高原に位置する巨大かつ重要な藩王国でした。インドとパキスタンが英帝国から分離・独立した直後の一九四七年一月、藩王はインド政府と現状を一年間維持する協定を結びました。しかしインド政府は併合を狙い翌四八年、大土地所有など古い制度に反発する農民闘争の鎮圧に名を借りて、藩王国を軍事制圧

インドはまた一九六一年末、アラビア湾に面する西海岸のゴア、およびムンバイ(旧ボンベイ)の北に位置するダナンとデウウという三つのポルトガル領を武力を用いて併合しました。世界地図をご覧になると、アフリカ大陸とインド亜大陸の海岸沿いにポルトガル名の港町が点在しています。これは十五世紀後半、欧州に広がったキリスト教(新教)の改革運動に対抗して、ローマン・カソリック(旧教)を奉じるスペインとポルトガルがローマ法王に働きかけて世界の海を二分割し、分割線の東側を支配する権限を認められたポルトガルが、布教と交易を求めて勢力を拡張した名残りです。実際ゴアはその後ポルトガルのアジアにおける布教と交易の根拠地として繁栄し、あのフランシスコ・サビエルの遺跡も残されているそうです。ポルトガルはインドの行為が国連憲章

に違反するとして安保理議長に通報し、当時のウ・タント事務総長は両国の自制と話し合いによる解決を呼びかけました。しかし、インドはポルトガルが植民地から撤退することが唯一の解決策だと主張し、結局、ポルトガルの軍事行動停止を求めるソ連案は安保理で多数を得られず、また双方の軍隊引き揚げと平和的解決の努力を求める西側案はソ連の拒否権により否決されました。この場合も、インドの併合が既成事実化したのです。

一九六二年に軍事衝突にまで発展したインドと中国の国境紛争は、これらの場合とやや違った経緯をたどりました。中印両国は、真ん中にネパール、シッキム、ブータンの三国を挟んで、東部に約一、一〇〇キロ、中部に約六〇〇キロ、西部に約一、二〇〇キロの長い国境線を共有しており、その正確な境界については、一九五四年の「チベットに関する中印協定」の締結後も合意が整わない状況が続いていました。そして、この協定の有効期限が切れた六二年、国境地帯の全域で両国の軍事衝突が発生したのです。衝突は比較的短期間のうちに、中国側の全面的な勝利に終わりました。ところが中国側は、東

部と中部では占拠した地域から一方的に軍隊を引き揚げたものの、西部地域では軍事占拠が続きました。これは、面積のうえで圧倒的に広大な東部の紛争地帯を譲る代償として、西部のアクサイチン地域に中国が建設済みのチベット・新疆間幹線道路を固守しようとする、中国側の戦略を示すものと考えられ、その後も現状は凍結されたままです。

これ以外にも、インドは一九七一年、西部パキスタンによる差別扱いに反抗した東パキスタンが西パキスタンの武力攻撃にさらされ、多数の避難民がインドへ流入した際、東パキスタン側に立って軍事介入してバングラデシュの独立を助けました。このように独立後の四半世紀のあいだに幾度も戦争状態を経験したインドは、そのたぎに自国民を含む多くの人びとに犠牲・人権被害を強いたことになりました。その是非はさて置き、中印国境紛争の東部地域には、インド・アリア系とは異なる多くの少数民族が住んでいます。そこで次回は、インドの少数民族の人権問題について考えてみることにしましょう。

アジア諸国と人権 (その十二)



研究センター所長
京都市立大学名誉教授

安藤 仁介

は半独立の状態を続けました。インドの独立後、かれらは東北辺境に編入されましたが、事態はさほど進展しませんでした。もともと、チベット・ビルマ系の人口は、ビルマとの国境地帯のナガランドの住民を含めても、インド全人口の1%に充ちません。

前回の最後に触れたように、ここでインドの少数民族問題について考えてみましょう。一九六二年の中印国境紛争で中国側が完全に軍事占領したものの、中国にとつて戦略的により重要な西部地域の占領地区を保持する代償として、中国軍が一方的に撤退した東部地域には、チベット・ビルマ系の幾種類もの少数民族が住んでいません。かれらの居住地域はヒマラヤ山脈の南斜面であつて、かれらは伝統的な狩猟・漁撈や焼畑農耕に従事していましたが、食糧が乏しくなるとアッサム平原の農村や農民を襲つたりしていました。英国統治時代にも中央政府はかれらの討伐を手掛けましたが成功せず、事実上かれら

少数民族をどのように定義するかは難しい問題です。しかし、人種的に見ると、インドにはチベット・ビルマ系の他に、アンダマン・ニコバル諸島に住むごく少数のネグリト系、東部のバングラデシュとの国境地帯や中部に住むアウストロアジア系(総人口の1・3%)、地中海方面から紀元前四世紀半ばに移住したドラビダ系(同21%)、ウラル山脈南部から移動し前二世紀半ばにドラビダ系を押しつけて定住したインド・アーリア系(同73%)の五グループが住んでおり、各グループはさらに数多くの小集団に分かれています。しかも長年の混住により、元々の言葉はそれぞれ変化してきわめて多種の言語となり、しばらく前の人口調査では人びとが母語と考える言語は一、五〇〇を超え、そのうち三三は三百万人以上の言語人口を抱えています。宗教的に見て

も、八三%を占めるヒンドゥー教徒は別として、11%を超えるイスラム教徒、3%近いキリスト教徒、約2%のシク教徒、他にも仏教徒やジャイナ教徒が存在します。つまり、自由権規約第二七条にいう種族・宗教・言語のいずれの基準を採つても、インドには沢山の少数民族がいるわけです。

ところが一九八四年に、インドが自由権規約のもとで提出した第一回報告書が審査された際、政府代表は「インドには人種的小多数者が存在しない。なぜなら人種的小多数者も存在しないからである。インドに住む種々の種族 (tribes) は、宗教や言語や文化の背景が異なるだけである」と断言して、規約人権委員会の委員たちを驚かせました。また五年後に提出された第二回報告書も、自由権規約第二七条の少数民族に関する規定に触れ、「ここにいう人種的小多数者の規定は、インドには当てはまらない」と強調していました。委員がその点を説明するように求めたのに対し、政府代表は「インドには、宗教や言語の少数民族はいるが、インド人は全体として人種的には一体化している。すべての人権や保護措置は

少数民族にも平等に適用され、憲法は少数民族が教育施設を設立し運営する権利を特別に保護している。一九七八年に設置された少数民族委員会は、言語的であれ宗教的であれ、少数民族の権利を保障することを目的としている」と応えました。そのせいもあつてか、一九九七年の第三回報告書の審査の際には、インドにおける少数民族について、とくに問題とされませんでした。

少数民族の権利保護は、国際連盟時代には重要な課題でした。それは、オーストリー・ハンガリー帝国の崩壊により、多数のマジャー人(ハンガリー系)が近隣の新興独立諸国の住民となった結果、それらの諸国が少数民族のマジャー人系住民を不当に扱おうと、ハンガリーとの国際関係が緊張して、国際平和を脅かす危険性があつたからです。しかしながら、国連総会が一九四八年に採択した世界人権宣言は「すべての個人が、人種などによる差別なく、人権を平等に保障される」ならば、少数民族の人権問題は生じえないことを自明の理としていました。はたしてそういえるのか―今回は、その検討から始めましょう。

アジア諸国と人権 (その十三)



研究センター所長
京大名誉教授

安藤 仁介

つたわけです。

一九四八年に国連総会が採択した世界人権宣言は、それ以後の国際社会における人権保障発展の中核として、きわめて重要な役割を果たしてきました。しかし、同宣言三〇箇条のなかに少数者の権利に関する規定はありません。それは人種、性、言語、宗教などに基づく差別なしにすべての個人に等しく人権を保障すれば、とくに少数者の人権を問題とする必要はない、という考え方がとられたからです。このように世界人権宣言は本来「人権が私たち一人ひとりの個人のものである」ことを大前提としていました。言い換えれば、個人が集まった何らかの「集団（グループ）」の権利は、問題とされていなか

その理由の一つは、当時の国連加盟国の多くがそれぞれの国内に複数の民族集団を抱えており、宣言が集団の権利に触れることによって、各国家の統合ひいては各家の安全を脅かす可能性を植え付ける結果になるのを避けようとしたのだ、と見ることができます。事実、ここで取り上げているインドは、いろいろな違いを乗り越えて統一の実現を目指したガンジューの悲願にもかかわらず、ヒンドゥー教徒のインドとイスラム教徒のパキスタンという二つの国に別れて独立せざるをえなかったのです。しかも両国はそれぞれのなかに、イスラム系やヒンドゥー系の少数者を抱えることになりました。インド以外にも、当時の国連加盟国数の四割を越える中南米諸国はいずれも、国内に欧州系、土着系、アフリカ系、混血系などの複数人種を抱え、世界人権宣言のなかに「少数者の権利」を盛り込むことに抵抗しました。そして、大なり小なり異民族問題を抱える欧州諸国も「少数者の権利」保障に消極的な態度をとったのです。かくして世界人権宣言のなかに、少数者の権利は規定されませんでしたし

た。

もつとも、第二次大戦に先立つ国際連盟時代に多くの少数者保護条約が結ばれ、大戦中にかけてユダヤ人種のホロコーストが世界を震撼させた事実を前にして、国際連合がこの問題に目をつむったわけではありません。その証拠に、国連の経済社会理事会の専門機関の一つとして、世界人権宣言採択の原動力となった国連人権委員会は、自らの下部組織のなかに「差別的防止と少数者の保護に関する小委員会」を設け、あらゆる種類の差別的防止と並んで、少数者の保護の問題にも取り組まれました。そしてこの小委員会の働きもあり、世界人権宣言を条約にする作業をとおして、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」の第二七条に「種族的、宗教的又は言語的少数民族 (minorities) が存在する国において、当該少数民族に属する者は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない」という規定が盛り込まれたのです。

ところで、インドの人権問題に戻るまえに、少数者とは何かを考えておきましょう。私は国際人権規約人権委員会の委員になるまえに、さきに触れた「差別的防止と少数者の保護に関する小委員会」の代理委員を務めた経験があります。この小委員会は一九八五年に少数者を定義しようと試みました。もちろん「少数者は多数者に対比される概念であり、絶対人数が大きい多数者に対し、それが小さいのが少数者です。このように人数を基準として多数者、少数者を分けることができます。ところが当時、国連で問題となっていた南アフリカのアパルトヘイト政策は、数のうえで少数者である白人が多数者の有色人を支配する手段でした。ということは、数の多い少ないだけを基準として少数者を決めるのではなく、どの集団が全体の支配権を握っているかも、基準に入れるべきではないかという異論が出て結局、小委員会の定義はまともませんでした。次回は、その点を考慮に入れて、インドの少数者問題を考えてみましょう。

アジア諸国と人権（その十四）



研究センター所長
京都大学名誉教授

安藤 仁介

絶対人数が多いにもかかわらず、多数者が差別されている人間集団のもっとも典型的な事例は、女性^々でしょう。この事実はそのまま、インドにも当てはまります。インド憲法第一四条一項は「州（国）は宗教、人種、カースト、性または出生地のみを根拠として、いかなる市民をも差別してはならない」と規定しています。ただし、同条三項は「本条のいかなる規定も、州（国）が女性や子供に対して特別の規定を設けることを妨げない」と定めています。この三項の定めは、女性や子供に特別な保護を与える場合のように、社会的弱者を保護することを目的としているでしょう。しかしながら、ヒンドゥー

教に根差すインドの社会的慣習のなかには、女性に対するさまざまな差別^々が存在しています。

たとえば婚姻に際して、女性側が男性側に差し出すダウリイと呼ばれる「持参金」の制度があります。そしてダウリイの額が少ないと、男性の家族は「嫁いびり」をし、これに耐え切れず自殺を図る女性もいると言われています。またサティといって、夫が妻に先立つと、妻はその後を追うて身を犠牲にしなければならない習慣もあります。もちろん、こうした旧弊について、インド政府は「ダウリイ禁止法」や「サティ防止法」などを制定して、廃止に向けて努力してきました。けれども、都市部ではともかく、村落部では古い社会慣習はなかなか改められず、根絶するのは困難なようです。インドの最近の映画のなかにも、夫が若死にしたあと、残された妻が再婚を事実上できなくなった女性の悩みを描いた作品があります。さらに結婚や離婚、財産相続をめぐる男女の不平等も大きな問題であり、政府はここでも「婚姻法」や「母性保護法」などを制定して問題の解消に努めています。が、社会生活の実態はなかなか変わりません。そして

他国と同様にインドでも、男性の女性に対する暴力行為、とくに家庭内暴力（DV）は問題であり続けています。

女性の社会的地位が低いことは、子供の扱いにも反映されます。ヒンドゥー社会では、娘をふさわしい家に嫁がせるのは父親の義務とされており、これが若年婚ひいては幼年婚の原因の一つだと考えられています。もっとも酷いのは、女の子が生まれるとすぐに殺したり、妊娠した子供が女だと判かると墮胎したりする例が後を絶たないことです。そうして貧しい地方では、少女売春、少年労働、債務奴隷などが、なかなか無くなりません。また、古いカーストの一つにデヴァダシと呼ばれる社会階層があり、この階層の娘をヒンドゥー寺院の踊り子として捧げる習慣も残っているとされています。

さきに触れたように、女性に対する伝統的な社会差別の解消へ向けて、インド政府は努力を積み重ねてきました。ただし、インドのように広大で、かつ、中国以上に多様性に富む社会、それも伝統が社会生活に強い影響力を持つている人間集団において、人びとの考え方や行動様式を力を使わずに、変えるためには、おそらく長い時間が必要でしょう。もう一つ、中国とインドの根本的な違いは、一方が極端な中央集権国家であるのに対して、他方が連邦制国家であることです。この違いについて検討するまえに、今回は、インドの特徴的な課題であるカースト制度と差別の問題について、考えてみることにしましょう。

世界人権宣言六〇周年記念講演開催

世界人権宣言は、今年二月一〇日に六〇周年を迎えます。（財）世界人権問題研究センターではこれを記念して、小和田恆 国際司法裁判所判事をお迎えし、講演会を開催します。多数の皆さまの御参加をお待ちしております。

日時 二〇〇八年八月三日(日) 午後一時三〇分から四時三五分
場所 新・都ホテル（京都市南区京都市八条口）

アジア諸国と人権 (その十五)



研究センター所長
京都大学名誉教授

安藤 仁介

ヒンドゥー教徒はインド総人口の八三パーセントを占めますが、ヒンドゥー教と社会制度としてのカーストとは不可分に結び付いてきました。日本ではカースト制度といえば、インド古来のバラモン(司祭階層)、クシャトリア(王侯・武士階層)、バイシャ(農牧商・庶民階層)、シュードラ(隷属民)の四種別を指し、その下ほどの階層にも入らない不可触民(アウトカースト、アンタッチャブル)が置かれていると考えられがちです。しかし、インドではこの種別をバルナと呼び、「同じ生まれの者の集団」を指すジャーティと区別しています。つまり、人は生まれつきいずれかのジャーティに所属するわけ

で、ジャーティの数はインド全土で二、三千もあり、各地域の社会生活のなかで独自の機能を果たしてきました。ただし不可触民以外のジャーティは、四種のバルナのいずれかに属しているため、カーストがバルナと混同されがちなのです。

いずれにせよ、ジャーティとバルナには共通点があります。それは原則として、(一)結婚は同じカーストの者とする、(二)食事は他のカーストの者と一緒にとらず、下位のカーストの者から飲食物を受け取らない、(三)各カーストには固有の職業があり、カーストの構成員はそれを世襲する、(四)各カーストには結婚・食事・職業を含む独自の慣行があり、それを破った者は制裁を受け、カーストから追放されると他のカーストにも受け入れられない、といった諸点です。ヒンドゥー教には、靈魂は前世になした行為(業)に縛られ、さまざまな姿をとって生まれ代わる(輪廻)という基本的な信仰があり、それが長い歴史のなかでいろいろな要因と絡み合つてカースト制度を産み出してきたのでしょう。また、各カーストの職業や慣行が、浄・不浄(清らか・汚い)という観点から評価され、それが特定の職業に就く人びとに対する偏見・侮蔑に繋がってきたのです。

このカースト制度は、一面で社会秩序の維持に役立ちますが、他面で社会を停滞させ変革を妨げかねません。すでに英国の植民地時代から、新しい土地・教育・司法・官僚などの制度の導入とともに、交通・通信制度の整備、産業・貨幣経済の発展、工業製品の農村への流入、人口の都市への集中が見られ、西欧式自由平等思想の影響もあつて、カースト制度は大きな動揺を経験してきました。独立後の一九五〇年に制定されたインド憲法が、宗教、人種、性、出生地と並んでカーストを根拠とする「差別禁止」を規定したことは、すでに見たとおりです。また憲法第一七条は「不可触民は廃止され、いかなる形態の不可触民性も禁止される」と明記しました。さらに憲法は、とくに「指定されたカースト(Scheduled Castes)や指定された部族(Scheduled Tribes)」について、人口比率よりも有利な議員選出権を認め、その後も改正を重ねて、広く「社会的・教育的に後れた立場にある人びと」の声を政治によりよく反映させる努力が続いています。

しかしながら、法令の規定はともかく、社会的な事実としての差別とくに不可触民(最近ではダリット[Dalit]といわれます)に対する差別は、なかなか解消しません。たとえば、法律で禁じられているにもかかわらず、ダリット

の人たちに伝統的な仕事として、人糞を手で掃除させる慣行は続いています。五六五の村落における最近の調査によれば、このうち三三%の村落で衛生作業に従事する公務員がダリットの家屋に行くことを拒否した、三七・八%の公立学校でダリットの子供たちと一緒に食事することが拒否された、二七・六%の村落でダリットの人たちが警察署へ入ることを拒否された、二三・五%の村落で郵便物をダリットの自宅へ配達することが拒否された、さらに四八・四%の村落でダリットの人たちが水汲み場の利用を拒否された、と報告されています。

これも先に触れたように、インドでは少年労働や債務奴隷がなくなりませんが、その犠牲者はダリットの人たちである例が少なくありません。また、男性の女性に対する暴力行為の被害者もしばしばダリットであり、それもダリット以外の男性が加害者である例が多いのです。こうした事態に対してダリットの人びと、とくにダリットの女性が組織して抗議の声を上げ、ときとして成果を挙げけるケースが増えてきたことは歓迎すべきです。けれども、そのような例はまだまだ少なく、問題の解決には程遠い状況です。

アジア諸国と人権（その十六）



研究センター所長
京都大学名誉教授

安藤 仁介

インドに続いて、その隣国の島国スリ・ランカの人権問題を考えてみましょう。インド亜大陸の東南沖に位置し、日本の九州と四国を合わせたよりもやや広くて、約二千万の人口を抱えるこの国は、第二次世界大戦後の一九四八年に英連邦内の自治領セイロンとして独立しました。しかし一九七二年には新憲法を制定して英連邦から離脱し、国名をスリ・ランカ共和国と改めたのです。かつてこの国を訪れたマルコ・ポーロは「ここは世界で一番すばらしい場所だ」と言ったと伝えられますし、スリ・ランカは「光り輝く島を意味します。御承知のよ

うに、シンハラ系とタミール系の「内戦」が激化するまえは、この国は平和で、食べ物にあふれ、物価は安くて暮らしやすく、観光客で賑わう楽園のようなところでした。それが、なぜ悲惨な内戦状態に陥ったのか―それを検討するために、この国の歴史を簡単に振り返ってみましょう。

系の先祖は、いずれもインド亜大陸からやってきたと見られています。また、仏教もヒンドゥー教もインドから伝えられました。さらに、英国の植民地から第一次大戦、第二次大戦を経て政治的独立を達成した経緯も似通った点が少なくありません。もっとも、仏教は発生地のインドではほぼ消滅したのに、小乗系仏教はスリ・ランカからミャンマーほかの東南アジア諸国へと広がりました。

スリ・ランカの歴史は、その位置が示すとおり、インド亜大陸からいろいろな影響を受けてきました。スリ・ランカの人口構成は、シンハリ系が約四分の三、一八％余がタミール系、アラブ系が七・五％となっており、タミール系のうち五・六％は英国の植民地時代に大農場の労働者としてインド亜大陸から連れてこられた人たちで、あとで見ると土着のタミール系とは区別されています。大まかな宗教的分布は、シンハリ系が小乗系仏教徒、タミール系はヒンドゥー教徒、アラブ系（八―一〇世紀にやってきた交易商の末裔と思われる）はイスラム教徒がそれぞれ大半で、ほかにキリスト教徒もいます。このうち人口の九割以上を占めるシンハリ系とタミール

す。やがて一八世紀末、欧州でナポレオン戦争によりオランダ本国がフランスの支配下におかれると、英国が英領インド帝国からスリ・ランカ（かれらはセイロンと呼んだ）に手を伸ばして、一八〇二年には植民地とし、同年フランスとのアミアン条約によってこれを確認したのです。

このスリ・ランカが欧州諸国の植民地支配に晒されるのは、一六世紀はじめスペインと世界を二分して東方へ進出してきたポルトガルを嚆矢とします。ポルトガル人の支配はスリ・ランカ側の内紛をも利して内陸部と東海岸を除く全域に及びましたが、一七世紀半ばにはオランダ人に取って替わられます。オランダ人は内陸部にも徐々に支配地域を広げ、とくに法制度の整備に力を入れて、南部や西部のシンハリ人の間ではローマ法系列オランダ法が適用されました。また、ポルトガル人はカトリック旧教の、オランダ人は新教の、それぞれ布教に努

めましたが、限られた成果しかあげられなかったようでした。英国は一八一五年には内陸部も制圧し、スリ・ランカ全島を支配下に置きました。政治的には、統治機関として行政府と立法院を設置して、後者には官吏以外のメンバーも任命し、英語を政府機関や学校教育の用語としました。また経済的には、国家独占や強制労働を廃止し、官有地を耕作者に安価で配分して、私企業による開発を奨励しました。とくに大規模農場（プランテーション）を強力に推進して、丘陵地のコーヒー（一八七〇年に葉の病気からコーヒーが駄目になって以降は紅茶）栽培やゴム生産に集中し、住み込み労働者を確保するために、インドから多数のタミール系人を送り込んだのです。

アジア諸国と人権（その十七）



研究センター所長
京大名誉教授

安藤 仁介

こうしたエリート層は人口の七%を占めるに過ぎず、また人口の急激な増加、主財源たる茶やゴムの国際市場における価格の低落、消費物資の輸入価格の高騰などにより、UNP政府は国民多数の信頼を失っていったのです。

英国のセイロン植民地時代を通して、住民のあいだで民族主義が徐々に強まり、第一次大戦、第二次大戦を経て一九四八年に英連邦内の自治領セイロンとして独立が達成されたことは、前に見たとおりです。前年の総選挙で多数派となった「統一国民党（UNP）」が新憲法のもとで政権の座に着き、民族主義、議会制民主主義、自由主義的経済活動による漸進的発展、を政策として採用しました。この穏健かつ保守的ともいべき政策は、同党の中核が植民地時代から高等教育を受けてきたエリート層から成っている事実を反映するものでした。しかし、

そのなかで一九五六年の総選挙では、バンダラナイケの率いる「スリランカ自由党（SLFP）」が圧勝しました。この党は、教育水準が低く伝統的文化・宗教を奉じる低所得層に支持者が多く、シンハラ・オンリーとも評される政策を採択しました。すなわち、シンハラ語を単一の公用語に選び、仏教とシンハラ文化を国策として支援したのです。この急激な政策転換のなか、バンダラナイケは二年余りのちに暗殺されましたが、かれの後を妻が引き継ぎました。いずれにせよ、SLFPの政策は社会主義的傾向が強く、私企業の活動を抑えて企業の国有化を進めました。またキリスト教団の影響下にあった私立学校に対する国庫助成を廃止し、教育活動を国家の管理下に置きました。その根底にあったのは、シンハラ民族主義だったのです。しかし、SLFPのもとで経済

はさらに悪化し、失業者が急増したため、一九六五年の総選挙ではUNPが政権に復帰しましたが、経済は好転せず、五年後には左翼政党を結集したSLFPが政権を奪回することになりました。

一九七〇年の総選挙でふたたび政権の座に着いたSLFPは、二年後に新憲法を制定して英連邦から離脱し、国名をスリ・ランカ共和国と改めました。この間一九七一年には、SLFPの政策に飽き足りない過激派が「人民解放戦線（JVP）」を結成して武装クーデターを企てましたが、失敗しています。なお、新憲法のもとで仏教は、至高の地位を与えられ、シンハラ語が公用語と規定されました。これは事実上、スリ・ランカがシンハラ仏教徒の単一国家となること、を意味するものでした。

こうした動きは、タミール系住民の目にとどるように映っていたのでしょうか。英国の植民地時代、いわゆる分離支配政策（divide and rule）により少数派のタミール系は職業・教育面でむしろ優遇されていました。また、

独立直後の一九四八年憲法は「人種、宗教、言語上の差別を禁止」しており、シンハラ・オンリー政策はこれに違反するものでした。実際一九四九年、当時のUNP政府は、大規模農場経営のためインドから移住させられたタミール系労働者などの市民権を剥奪する法を制定しましたが、これも憲法の差別禁止規定に違反しています（この問題は、二〇〇三年の市民権法第三五により解消するように試みられましたが、適用上いろいろな困難を生じています）。当初タミール系住民は、ガンジーの非暴力不服従主義に準じて、シンハラ中心の差別政策に対する抵抗運動を展開していました。さらに、かれらは人種による国家の分離に反対し、連邦制を支持していました。しかし、かれらの運動が警察の実力行使により抑圧されるのを目にした若者たちは、徐々に態度を硬化させていきました。とくに一九七二年の新憲法制定以後はイーラム・タミール（タミール国家の建設）運動へと移っていったのです。

アジア諸国と人権 (その十八)



研究センター所長
京都大学名誉教授

安藤 仁介

前回の最後に触れたイーラム・タミール運動には、いくつかの系列の組織がありましたが、そのなかで次第に勢力を伸ばしていったのが過激派のLTTE (タミール・イーラム解放の虎) です。この組織は一九七二年にプラバカランが作った「タミール・ニュー・タイガー」を母体として、一九七五年に設立されたものです。ところが、一九七〇年から七七年まで政権の座にあった「スリランカ自由党 (SLFP)」はすでに見たとおり、七年の新憲法のもとでスリランカを、シンハラ仏教徒の単一国家とする政策を採択しました。また、公務員の

採用・昇進に新たな言語政策を取り入れてタミール系に不利な人事を進めたほか、大学入試に手を加えてシンハラ、タミールそれぞれの言語の受験者の平均点・偏差値が等しくなるようにしたり、各州ごとの人口比に準じて入学者数を決めたりしました。そのため、スリランカ最大都市のコロンボ周辺や北部のジャフナ州のタミール系の若者は不当な差別を受けたと感じ、かれらが過激なタミール民族主義に走る結果となったのです。そのなかで一九八三年七月、LTTEはジャフナで国軍に奇襲攻撃を加え、一三人の兵士を殺害しました。この事件を契機としてシンハラ系住民の大規模な暴動が起こり、何千というタミール系住民が殺され、住宅や商店が焼き打ちに遭い、多数の女性がレイプの被害者となりました。こうして、いわゆる第一次イーラム戦争が起きたのです。

実は、スリランカの対岸インド亜大陸の南部には、スリランカ総人口の約三倍に当たる六千万のタミール系人の住むタミール・ナドゥ州があります。かれらは、スリランカのタミール系住民が迫害を受けている状況に無関

入ります。一九九〇年になるとインド平和維持軍は本国へ引き揚げ、そのあとスリランカ政府軍とLTTEは第二次イーラム戦争に突入することになりました。

心ではいられません。そうした事情もあって一九八七年七月、インドのラディヴ・ガンディー首相はこの問題に介入し、スリランカのジャヤワルダナ大統領とのあいだで和平協定に合意しました。この合意により、スリランカは憲法を改正して各州に州政府を置き分権制をとること、多数のタミール系住民が居る北部州と東部州については両州を暫定的に合併し分割の可否は住民投票で決めること、シンハラ語タミール語の双方を公用語とすること、反政府勢力の武装を解除させること、LTTEを抑え北東部を鎮静化するため一〇万のインド平和維持軍をスリランカへ派遣すること、などが取り決められました。

一面でこれらの取決めは、ホームランドを求めるタミール系の希望を満たし、反政府武装闘争を押さえ込むシンハラ系の希望に沿うものでした。しかし他面、シンハラ系にとってこの合意は押し付けられたものであり、LTTEは当事者扱いされなかったわけで、いずれの側にも不満が残りました。結局、スリランカ側は和平協定を誠実に履行せず、LTTEはインド平和維持軍と戦闘に

その後、一九九一年にラディヴ・ガンディー首相は暗殺されます。また二年後の九三年にはスリランカのプレマダーサ大統領が暗殺されます。さらに翌九四年、大統領の地位に着いたクマラトゥンガのもとで政府軍とLTTEは一旦停戦に合意しますが、やがて戦闘は再開され、これが第三次イーラム戦争と呼ばれることとなります。この過程を通じ、LTTEは反政府タミール勢力のなかでライバル・グループを弱体化したり抹消したりして、中心的な勢力となっていました。とくに問題となるのは、LTTEが穏健なタミール系指導者たちを殺害していったことです。こうして一九九七年には米政府がLTTEをテロ組織と認定しました。また翌九八年にはスリランカ政府自身がLTTEを非合法化するに至ったのです。

アジア諸国と人権 (その十九)



研究センター所長
京都大学名誉教授

安藤 仁介

スリ・ランカ政府軍とLTTE (タミール・イーラム解放の虎) との対立・抗争は二一世紀に入っても続きませんが、この事態に対して国際社会が無関心だったわけはありません。とくにノルウエー政府の積極的な仲介により、二〇〇二年二月には政府・LTTEのあいだで無期限の停戦合意が成立して、同年五月にタイで両者間の第一回和平交渉が開かれました。この段階では、LTTEも基本的に自治を要求し、分離独立は最後の手段であるとしていたのです。また、第六回和平交渉は翌二〇〇三年三月に箱根 (日本) で行われました。日本はスリ・

ランカに対する最大の援助国であり、同年四月のワシントン (米国) における準備会合のあと、六月にはノルウエー・EU・米国とともに共同議長国として、世界の七〇箇国が参加した「スリ・ランカ復興開発に関する東京会議」を主催しました。ただし、LTTEは米国からテロ組織と認定されていたこともあって、この会議には参加せず、同年一〇月に、独自の「北部・東部暫定自治機構案」を公表しました。

二〇〇三年から四年にかけてスリ・ランカでは比較的に平穏な状況が続きました。LTTEに対してはEUと米国が禁輸措置を採ることで、武器の供給が大幅に減りました。また、主要な幹部の一人であるカルナがLTTEを離れ、東部で独自の軍事・政治勢力を結成しました。こうしたなか、二〇〇四年末にインド洋沖の大津波による被害が広がり、政府とLTTEとのあいだで津波後救援資金を共同運営する枠組みについて一旦は合意が成立しましたが結局、実施には至りませんでした。ところが翌二〇〇五年八月、タミル系でありながら対LTTE強

硬派のカディルガマル外相が暗殺されると、クマラトウンガ大統領はLTTEの犯行だと非難しました。さらに同年一月の大統領選挙で、同じく対LTTE強硬派でスリ・ランカ自由党のラジャパクサが選出されると、LTTEの指導者プラバカラン議長は「自決へ向けた闘い」を強化する旨を声明し、翌一二月にジャフナで政府軍に対する爆発物攻撃により死傷者が出るに及んで、第四次イーラム戦争へと進んだのです。

二〇〇六年二月には再度ノルウエー政府の仲介により、スリ・ランカ政府とLTTEはスイスのジュネーブで直接交渉に入り、二〇〇二年の停戦合意を確認しますが、四月にはLTTEが合意からの無期限離脱を宣言し、五月にはEUもLTTEをテロ組織に指定します。二〇〇七年はじめにはLTTEが住民を人間の楯としていた東部地域の一部を政府軍が制圧し、同年夏には、東部北に在るLTTE支配地域の水門閉鎖により下流地域の住民が困窮した事件を受けて、戦闘は北部にも広がります。翌二〇〇八年一月には政府も二〇〇二年の停戦合意を破

棄し、この合意は失効します。その後、コロンボほかの地域におけるLTTEの散発的な攻撃はあったものの、政府軍は空爆を混じえ、カルナ軍の協力も得ながら北部の拠点攻撃を続け、本年五月ラジャパクサ大統領はLTTEの制圧を宣言し、LTTE自体もウェブサイトで敗北を認めて、二五年にわたる内線はやっと終わりを告げたのです。

スリ・ランカ内線は戦争と人権について、私たちに種々の問題を突き付けます。民主主義における少数者の権利、テロの原因と克服、正義と力などなど。今回はこれらの問題について、もう少し掘り下げて考えてみましょう。また、それと合わせて、ユネスコや国連安保理の作業部会でも指摘されたLTTEの「少年兵」の問題についても考えてみましょう。

アジア諸国と人権（その二〇）



研究センター所長
京都大学名誉教授

安藤 仁介

ここで、スリ・ランカを例にとつて、まず「民主主義における少数者」の問題について考えてみましょう。いうまでもなく、民主主義の手續的原理は多数決であり、集団全体の意見は、集団の構成員多数の意思で決められます。ただし、多数決が万能であるかは、難しい問題を孕んでいます。私は教壇に立っていたころ学生たちに時々「一〇一人の人間集団で、五人が残りの五〇人を殺すルールを作るか」と問いかけることにしていました。学生たちは一様に「それは無茶だ」と答えます。だとすれば、多数決で決められることには、何がしかの限界があるはずですが、そしてそれは、少数者の生命に対す

る権利を含む人権を侵してはならない、ということではないでしょうか。つまり多数決の限界を示すものは、多数者・少数者を問わず、すべての個人の人権の不可侵性です。

もつとも、死刑の是非をめぐる論議に見られるように、生命に対する権利そのものが集団の意思によつて剥奪されるルールも現存します。そうなる民主主義の下で、個人の人権がどのような場合にどのような手續により侵害されることができるとか、を検討することが必要になります。これについて、たとえば、世界人権宣言を条約にした「市民的及び政治的権利に関する国際規約」の第六条は、国家という人間集団の生存が脅かされる「緊急事態」においても、およそ個人は生命を恣意的に奪われない、残虐で品位を傷つける取扱いや刑罰を受けない、奴隷状態に置かれぬ、刑罰を過及的に適用されないことなどを挙げ、それらは人種・皮膚の色・性・言語・宗教または社会的出身のみを根拠として差別されることなくすべての個人に平等一律に適用されるべき中核的な人権である、と規定しています。

スリ・ランカで問題となつたのは、個人ではなく、少

数派に属するタミール系の人たちが多数派に属するシンハラ系の人たちに差別されるという、集団の権利の問題であり、いわゆる自決権の問題です。自決権について

ざるをえません。自分達の人権は平和的な手段で実現できるといふ可能性を見失つたとき、少数派はテロ行為に訴えがちなのです。

は今日、かつての植民地住民が海外の支配国家から分離・独立するような「外的自決権」と、独立国家のなかで少数者に属する人たちの自治を守る「内的自決権」とに分けて論じられており、タミール系集団の自治をスリ・ランカという独立国家の枠内でどこまで認めるべきか、を問題とすべきでしょう。そして私の考えでは、全体としての集団の権利（自決権）はその集団に属する個人の人権を尊重しなければならず、タミール系であってもシンハラ系との平和・共存を主張する人たちの意思は尊重されるべきです。したがって、タミール系であるというだけの理由で、暴力・武力に訴えてでも分離・独立を達成すべき闘争に参加することを強要するLTTE（タミール・イーラム解放の虎）の主張は認められません。ただし多数派のシンハラ系も、タミール系の人びと個人の人権を差別・侵害すべきではありません。単に少数者に属するというだけで個人の中核的な人権まで侵されるようでは、少数派としても暴力・武力に訴え

少年兵が確保できないと、少年兵の問題が出てきます。一般的に少年は判断力に乏しく、青年は理念に走りがちです。それに付け込んで、狂信的な大人のなかには、年少者をたぶらかせ、兵力に利用する者が現れます。あのルーマニアの独裁者チャウシェスク夫妻は戦いで親を失つた孤児たちを厚遇して親衛隊に仕立て上げていましたし、アラビアン・ナイトには睡眠薬で眠らせた青年たちに美しい楽園を体験させ、殉死すれば再び楽園に往けると信じさせて暗殺者に訓練した王族の話がでてきます。少年兵はユネスコや国連安保理の作業班でも非難されていますが、幼いころ神風少年兵を夢見た私にとつても、これは他人事ではありません。結局、民主主義が人権を生かせるように機能するためには、私たち一人ひとりがよくよく考え、それを行動に活かさなければならぬのです。

アジア諸国と人権（その二）



研究センター所長
京大名誉教授

安藤 仁介

インド、スリ・ランカに続いて、ネパールを取り上げましょう。ネパールはインド亜大陸の北辺に在る内陸国で、面積は北海道、四国、九州の三島を併せたよりやや狭く、約二〇〇〇万の人口を抱えています。地理的にはヒマラヤ山脈の南斜面に広がる東西に長い長方形の国で、南端はインドに接し、パスポートなしに往来できるそうです。北端は世界の屋根チベットに接し、人口の大半はヒンドゥー教徒、一〇パーセント足らずがラマ系仏教徒、三・五パーセントがイスラム教徒で、ネパール語が国語です。人種的には、ネパール語を話すインド・アリア系が五割を超え、南部のインド・アリア系が三割、ビルマ・チベット系が二割足らずとなっています。

り、「国家の主権は人民に存し」ます。また、法は宗教、人種、性、カースト、部族または思想・信条による差別無く、すべての市民に等しく適用されなければ」なりません。とくに「女性の教育、健康、雇用のために特別な法的措置をとることにより、彼女たちが国家発展の任務によりよく参加できるような政策を追求する義務を国家に課して」います。さらに、生命に対する権利の尊重、拷問などの非人道的な取り扱いの禁止、奴隷や強制労働の禁止、法の前の平等と公正な裁判を受ける権利などが保障されています。

しかしながら審査の結果、採択された委員会の総括所見によれば、(一) ネパールの国内法における自由権規約の位置づけが明らかでなく、また規約や選択議定書に関する情報が国民に行き渡っていない、(二) 規約に掲げられた無差別・平等の根拠のなかでネパール憲法の規定に含まれていないものがあり、カーストによる差別の撤廃も不徹底である、(三) 債務奴隷、人身売買、少年労働、債務不履行による懲役など、規約違反が存在する、(四) 法律上はともかく、事実上の女性に対する差別——結婚、離婚、相続、子供への国籍移行、教育、刑事罰、賃金、暴力からの保護などが継続しており、とりわけ女性の平均寿命が男性より短いのは異常である、(五)

実は二〇〇八年、ネパールはそれ以前の王政から共和制に移行しましたが、王政時代の一九九一年に自由権規約（市民的および政治的権利に関する国際規約）とともに選択議定書の当事国ともなったのです。アジアで自由権規約の当事国となった国は相当数ありますが、選択議定書にも入ったのは、ネパールのほかにフィリピン（一九八九年）、韓国（一九九〇年）、モンゴル（一九九一年）、スリ・ランカ（一九九八年）の五箇国だけです。このうち、フィリピン、韓国、スリ・ランカからは、いくつもの個人通報が寄せられていますが今までのところ、モンゴルからは一件も寄せられていません。ところがネパールからは二〇〇六年、初めての個人通報が寄せられました。そこで、一九九四年に審査されたネパールの第一回国家報告書とともに、この個人通報を手がかりに、ネパールの人権状況を検討してみよう。

まず、ネパールは一九九四年春に第一回国家報告書を提出し、その年の一〇月、自由権規約委員会はこれを審査しました。報告書はA4版一三頁（シングル・スペース）の短いもので、内容的には一九九一年に採択された憲法を中心とする法律の規定を並べたものでした。それによれば、「すべての市民（国民）に対して基本的人権を保障することは、政治体制の基本的かつ不変の特性」である。即決処刑や恣意的な処罰、強制失踪、軍・保安部隊・警察などによる拷問や不法かつ恣意的逮捕・拘留などの情報が委員会に寄せられているが、これらの行為の実行者が取り調べられたり処罰されたりしておらず、被害者の家族が補償を受けていない。しかも、地域の法務官が準司法的な権限を持っており、裁判官の独立が十分保障されていない、(六) 表現や情報の自由に対する制約が厳しく、改宗を含む信教の自由が過度に侵害されている、等々の懸念が表明され、それらの改善が要請されているのです。

委員会は審査に際して、国家報告書や委員の質問に対する国家代表の口頭回答はもとより、国連や専門機関やNGOからの情報も参考にします。国家報告書の内容がそのまま受け入れられることは滅多にありません。そして、それはネパールに限ったことではありません。だが、それにしても、ネパールの憲法など国内法の法規定と現実の相違は大きすぎるように思われます。この点は、ネパールから寄せられた最初の個人通報を見ると、さらに明らかになります。そこで、今回はその個人通報を検討してみよう。

アジア諸国と人権（その二）



研究センター所長
京都大学名誉教授

安藤 仁介

国際自由権規約の選択議定書に基づき、ネパールから寄せられた唯一の個人通報は、つぎのようなものです。通報者はヤソダ・シャルマという一九六七年生まれの女性で、軍に連行された四歳年上の夫の行方を捜しています。彼女によれば、夫は二〇〇二年一月一二日、ネパール共産党マオイスト派（以下、毛派）の支持者として五年間の逃亡生活から自宅に戻り、党の指導者たちの勧めで同年一月一四日にバグルン地区行政長官のもとに出頭し、身柄の安全を要請する準備を整えていました。ところが同日午前五時ごろ十数名の制服を着た軍人がシャルマ宅に来て夫を寢床から引きずり起し、武器と毛派の關係書類を捜索しましたが、何も見つかりませんでした。

夫は尋問のため地区の軍舎へ連行され、同行した彼女は立ち入りを拒否されましたが、夫は尋問後に身柄を釈放されると告げられました。

翌一五日、彼女は夫のため食品と防寒衣類を持って軍舎を訪れ、夫の身柄は安全である旨を告げられました。が、面会は拒否されました。五日後、再度面会は拒否されましたが同日、夫の好きなタバコを引き取るため軍人が一人シャルマ宅を訪れ、自分が訪れたことを他言しないよう求められ、また夫が暴行されていることを聞かされました。一月二三日に彼女は夫の母親とともに軍舎に出向いたところ、チャンドラ・バハドウル・ブン少佐の言葉として、夫はアマラチュア村の毛派の隠れ家を教えるよう連行中に逃亡を図りカリガンダキ河で溺死した、と告げられ、二月二日には同少佐に面接して夫が殺害されたのなら遺体はどうなっているのかを訊ねましたが、少佐は殺害を否定し、それ以上の情報を拒絶しました。

翌二月三日、シャルマ夫人は地区行政長官に連絡を取り、夫が身柄拘束された法的根拠を糺しました。しかし長官は非常事態が布かれているため、夫の状況に関する詳細な情報は与えられないと回答し、地区警察も彼女の請求を拒否しました。二月一二日にはアムネステイ・インターナショナルがシャルマ氏のため緊急行動を訴え、

彼女も二〇〇六年一月にはネパール国家人権委員会に訴えましたが、情報は得られませんでした。また二〇〇三年二月四日、彼女は最高裁判所に種々の官庁を相手取って人身保護令状に基づく情報開示を求めましたが、地区行政事務所がブン少佐と同じ情報を提示し、連行中に毛派の襲撃を受けた際シャルマ氏は河へ飛び込んで逃亡を図り行方不明になったと説明した以外は、軍や警察庁を含むすべての官庁が同氏の逮捕や拘禁を否定しました。地区行政事務所も、同氏はバグルン軍舎の保安隊が尋問のため身柄を拘束したもので、拘束中に死亡したと述べるにとどまりました。また行方不明者の公的調査を担当するマレゴ委員会は二〇〇四年九月一二日、シャルマ氏の名前を含む行方不明者リストを公表し、地区行政事務所の情報を引用しました。そして最高裁判所も翌二〇〇五年二月一六日、人身保護令状の請求を退け、彼女の請求に対して、シャルマ氏は河で溺死し国家の身柄拘束下にないため保護令状を出す必要はない、と返答したのです。

これらの事実を背景として二〇〇六年四月二六日、シャルマ夫人は自由権規約委員会にネパールの規約第六条、七条、九条、一〇条および二条三項の違反を申立てました。ネパール政府は申立てが実体と並んで手続

的にも認められない、と反論しました。しかし委員会は二〇〇八年一〇月二八日、彼女の申立てをほぼすべて認める見解を採択しました。すなわち「まず手続的には、彼女はネパール国内で利用可能なあらゆる救済手続を尽くしているので国際的な申立ての条件を満たしており、委員会は実体の審理に移ることができる。第一にシャルマ氏は軍隊に連行されたまま無期限に外部との通信不能の状態に置かれたので、七条にいう非人道的取扱いの禁止に違反する。第二に同氏は何の令状もなく身柄を拘束され、拘束の理由や嫌疑を告げられず、裁判官の面前で身柄拘束の違法性を主張する機会も与えられなかったため、九条に違反する。第三に上記の取扱いは『自由を奪われた者が、人道的にかつ人間の固有の尊厳を尊重して、取扱われる』とする一〇条に違反する。また夫の身を案じて事実の究明を試みたシャルマ夫人についても、七条の違反が成立する。そしてネパール政府は、規約の定める権利を侵害された者を『救済する』旨の二条三項の誓約にも違反しており、賠償を支払うべきである。ただし六条については、彼女が夫の生存を希求しその希望を捨てていない事実を配慮して、六条の『恣意的な生命の剥奪』に関する、判断を差し控える」。これが委員会の見解です。

アジア諸国と人権 (その二三)



研究センター所長
京大名誉教授

安藤 仁介

これまで、国家報告書と個人通報を通じて、ネパールの人権状況を見てきましたが、現状をよりよく理解するためには、この国の歴史とりわけ毛派が台頭した最近十数年の展開を振り返ることが有用でしょう。

仏陀の生誕地ルンビニやカトマンズ渓谷をかかえるネパールは、すでに五世紀にヒンドゥー系の王朝が存在し、六・七世紀にはチベットへ通じるヒマラヤ越え通路の開設により通商上も文化的にも中央アジアと南アジアの中間地として発展して、七世紀半ばには中国とも交流したことが知られています。また一〇〜一八世紀にかけて

マッラ王朝が勢力を振りましたが、インド亜大陸に君臨したイスラム系ムガル帝国から逃れてきたバラモンが重用されてヒンドゥー化が進み、一四世紀にはカーストが法制化されました。その後、一七六八〜九年にグルカ勢力がカトマンズを制圧して樹立したシャハ王朝は、十九世紀半ば以降約一世紀のあいだラナ家摂政に牛耳られたにもかかわらず、一九五一年には王政復古を果たしました。他方、インド独立の影響下にネパール国民会議派に代表される民主化の動きは徐々に強まり、一九五九年には憲法が制定されて初の議会選挙が実施され、国民会議派が圧勝してカースト制などによる不平等の改善に乗り出しました。

しかし翌六〇年、マヘンドラ国王は軍を率いて議会を解散させ、首相や大臣を逮捕して政権を掌握しました。それにも拘わらず、同国王を継いだビレンドラ国王のもとで七〇年代から八〇年代へかけて民主化への動きはさらに高まり九一年、改正憲法下を実施された選挙で国民会議派は議席の過半数を獲得しました。ただし、第二党となった統一共産党から離脱した毛派（ネパール共産党権が実質的に崩壊し、翌〇九年五月ダハールは辞任、毛派は政権与党から離脱しました。その後も国民会議派と統一共産党から成る政府与党と毛派との対立は解けず、二〇一〇年五月末を期限とする新憲法の制定が危ぶまれましたが、五月二九日未明に制憲議会の任期を一年延長する妥協が成立し、議会不在に陥る危険は何とか回避されたのです。

双方の対立点は、毛派が大統領制のもとでの社会主義の建設、司法府を独立させず国会の監督下に置く、とするのに対し、与党は国会が首相を選ぶ議院内閣制と三権分立、を主張することにあります。また、毛派が武装闘争を放棄し、武器は国連の管理下にある、というのに対し、与党はその方針が都市部はともかく末端まで徹底していない、と反論しています。私自身の経験からしても、毛派の兵士の残虐な行為や金銭強要、少年兵の使用など、平等の理念追求と社会的現実との乖離に問題があることは事実のようです。いずれにせよネパールの人権がどこへ行くのか、これから見守り続ける必要があるでしょう。

マオイスト派)は九六年に政治改革のための武装闘争を開始し、支配地域を次第に拡げていったのです。この間二〇〇一年に起こった王宮乱射事件の結果、先王の弟ギャネンドラが王位に就いています。そして二〇〇六年一月、ネパール政府は毛派と「恒久平和実現のための文書」に署名し、制憲議会選挙の実施、自由・公正な選挙実施へ向けて、国際連合が国軍と毛派の武器管理を監視することなどに合意しました。これを受けて翌〇七年一月、国連ネパール政治ミッション（UNMIN）が派遣され、同年末までに大半の作業を終了しました。

この合意はさらに拡張されて、政府と毛派以外に、南部国境地域のインド・アリア系住民マデシユも加わった合意に基づく選挙が二〇〇八年四月に実施され、翌五月に開催された制憲議会の初会合で連邦民主共和制への移行が宣言され、二四〇年続いた王政が廃止されたのです。この選挙で毛派は議席の過半数には及ばないものの第一党になり、ダハール（プラチャンドラ）党首が首相に選ばれました。しかし大統領制や連邦制、さらには毛派兵士の国軍への統合をめぐる党派間の対立から連立政

アジア諸国と人権（その二四）



研究センター所長
京都大学名誉教授

安藤 仁介

ネパールに続いて、今度はアセアン（東南アジア諸国連合）に属するタイの人権問題を取り上げましょう。タイの国土は日本の約一・三倍、人口は六千八百万に近く、アセアンの有力なメンバー国で、住民の大半は小乗仏教徒です。首都のバンコクには、きらびやかな寺院が立ち並び、観光に訪れた方も多いでしょう。ただし、近代的な設備を整えたバンコク国際空港も一昨年末の一時、政治騒乱のため封鎖され、二四万に上る旅行者が不便を強いられたのは記憶に新しいところです。タイ政府はほとんど全土に戒厳令を布いており、ごく最近になって大半の地域では解除されましたが、バンコクの周辺地

域は解除されないうままです。政治騒乱の原因は、一言で言えばいわゆるタクシン派と反タクシン派の対立ですが、問題が何故そのようにこじれるのか、やや詳しく見ることにしましょう。

タクシンはもととコンビューター産業等で財を成した実業家で、一九九四年外相に抜擢されて政界入りし、その後自ら「愛国党」を立ち上げ、二〇〇一年の総選挙で第一党になって、連立内閣の首相になった人物です。もともと同年、彼は虚偽の資産報告による汚職防止法違反の疑いで国家汚職追放委員会により憲法裁判所に訴えられました。八対七の僅差で意図的な資産隠しはなかったとの判決を得て、四年後の下院選挙では圧勝し、タイ史上初めての単独政党による政権を樹立しました。タクシンの政策は、景気拡大、農村改革、不良債権処理を柱とし、企業経営式発想を踏まえかつ大衆の要望に直接応えようとするポピュリスティックなものとして評されています。しかし景気回復を軌道に乗せて失業率を減らし、低賃医療制を導入するなど、農村や都市の貧困層対策に実績があり、かれらの根強い支持に支えられているようです。

コミを次々と賠償請求で訴え、定例記者会見を一方的に停止するなど強権的な姿勢が目立ちました。とくに二〇〇六年四月、保有株の売却をめぐる脱税やインサイダー取引の疑惑に関する批判の高まるなか、下院を解散して民意を問う手段に訴えました。しかし有力野党が「政権延命策だ」と非難して選挙をボイコット、また同年五月、憲法裁判所が投票の秘密が守られなかったとして、選挙の無効・やり直しを命じたのです。さらにタクシン一家が外遊中の翌六月、軍部が無血クーデターにより首都を制圧し、実権を握る事態が生まれました。

クーデター後の二〇〇七年八月、民政移管へ向けた新憲法案がタイ最初となる国民投票で承認されましたが、タクシン流の強権政治に対する警戒から、新憲法は首相の任期を最長連続八年に制限、下院選挙の小選挙区を選挙区に変更、首相や閣僚の不信任案の提出要件の緩和等を規定しています。また、これに先だつ五月、憲法裁判所は前年四月の下院選挙で買収行為を手掛けたとして、愛国党の解党を命じました。その結果、同党の多数は既存の「国民の力党」に移り、この党がタクシン派の受け皿となりました。

国民の力党は二〇〇七年一二月の下院選挙で第一党と

なり、党首サマットが連立内閣を組織しましたが、かれが兼業禁止違反で首相の地位を失ったあと、タクシンの義弟ソムチャイが後継者として首相に選ばれました。冒頭に触れたバンコク国際空港の封鎖は、実は反タクシン派の「民主市民連合」がソムチャイ政権の退陣を求めて組織したものでした。しかしながら翌二〇〇八年一二月、またもや憲法裁判所が前年の下院選挙で党ぐるみの違反関与があったとして、国民の力党を含む三与党の解党を命じました。これを受けて最大野党の民主党が連立政権を組織しましたが、タクシンの支援団体「反独裁民主統一戦線」が抗議行動を起こし、一部のデモ隊は二〇〇九年四月、パタヤで開催中のアセアン閣連会議場へ乱入、アセアン議長国であるタイはアセアン・プラス日中韓の首脳会議、東アジア・サミットなどを中止せざるをえない羽目に追い込まれたのです。

今回は、タクシン派と反タクシン派の対立を参考にしながら、タイの政治状況を通じて人権問題を検討するため、タイの政治史を顧みることにしましょう。

アジア諸国と人権 (その二五)



研究センター所長
京都大学名誉教授

安藤 仁介

現在のタイにつながる国家がいつごろ成立したかは、はっきりしません。タイ民族の原型は、かつては中国南部から移住してきたと考えられていましたが、最近では、約一千年前にヴェトナム北部から中国南部と南西部、ビルマ北部とインド北東部、そしてラオスやタイにまたがる広い地域に住んでいた人びとが原型だ、と見なされているようです。とくに九世紀から一三世紀にかけて、西方では仏教に帰依したビルマ系モン族の諸王国が、東方ではアンコールを首都としヒンドゥー色の濃いクメール王国が支配していましたが、これに対抗して一三世紀か

を英国に、それぞれ譲ります。同時にチュラロンコンは内政改革を積極的に進め、中央集権的な統治機構、画一的な徴税制度、司法組織と裁判所、近代的教育制度、鉄道・電信施設などを導入するとともに、奴隷や役務労働を廃止し、僧侶階級を再編成して全国的な教団に纏め上げます。また、かれの子息ラマ六世は海外留学の経験を活かして国内最初の大学を立て、一九二一年には初等教育を義務化し、またタイに在在する中国人に標準的タイ語を教育するなど、愛国意識の涵養に努めます。もともと、同じくかれの子息ラマ六世が膨張した財政支出と世界恐慌に対処すべく緊縮策を採るなか、台頭してきた中産階層とりわけ海外留学経験者が不満を募らせ、国王のバンコク不在中に無血クーデターを起し、一九三二年には絶対王政を廃して「立憲君主制」が成立しました。

クーデター首謀者の一人ピブンは同三八年に軍事的独裁者となり、国名を従前のシヤムから「自由」を意味するタイに改めます。また、熱狂的な愛国主義政策を進め第二次世界大戦中には日本と同盟関係を結んで米英に宣戦しますが、米英で学ぶ留学生などによる反日派の抵抗

らタイ族のスコタイ王朝が二〇〇年間、ついでアユタヤ王朝が一四世紀半ばから四〇〇年間、国土を支配下に置き、後者は一四三一年にはアンコールを征服しています。ただし西方のビルマ族との抗争は続き、一七六七年に一旦アユタヤは滅亡させられますが、そのあと起ったタクシンは首都をのちのバンコク対岸に移して交易を発展させ、国土もカンボディア北東部からヴェトナムやラオスにまで広げ、マレイ半島の支配も回復しました。そして一八八二年にタクシンの暗殺後、現在につながるラタナコーシン王朝が成立したのです。

他方、一六世紀にはポルトガルが、一七世紀にはオランダ、英国、スペイン、フランスなどの西欧諸国が東南アジアに進出し、ビルマとマラヤを支配下に置いた英国の圧力を受けて一八五五年、同王朝ラマ四世のモンクトは貿易制限の撤廃や領事裁判権を認める条約に同意します。かれを継いだラマ五世のチュラロンコンは、同九年メコン河以東のラオス領を、一九〇七年には同河以西のラオスとカンボディア北西部に対する宗主権をフランスに、その二年後にはマレイ半島の四州に対する権利を受け同四四年には辞任します。しかしピブンは一九四八年、大戦後の混乱に乗じてふたたび軍事クーデターにより権力を掌握し、折からの冷戦のなか東南アジアにおける共産主義の拡張に対する橋頭堡として、米国の多大な財政軍事支援を受けることにより、タイ全体の経済拡張と軍政関係者の腐敗、その一方で貧富の格差の拡大を招きます。この傾向はかれの後継者たちの治世下にさらに進み結局、反政府デモの学生と警察の衝突をまえに一九七三年に至って国王の介入により、三二年の立憲君主制を定めた憲法は改正されることとなります。

その後もタイの政治は、政治権力の腐敗、民主主義勢力による反政府デモ、軍の介入によるクーデター、新憲法の制定に基づく新政権の発足、ふたたび政権の腐敗という悪循環を繰り返します。これは前回に見たタクシン派、反タクシン派の対立抗争でも繰り返されていますが、反タクシン派が中間所得層以上の民主主義勢力を代表しているのに対して、タクシン派が都市や農村部の低所得層で占められている点が特色です。この分離(?)をどのよう分析するかは、微妙で難しい問題でしょう。

アジア諸国と人権 (その二六)



研究センター所長
京都市立大学名誉教授

安藤 仁介

さて、タイは一九九六年一月二十九日に自由権規約(市民的及び政治的権利に関する国際規約)を批准しました。実は、私が同規約に基づく人権委員会(自由権規約委員会)の委員をしていたころ、諸国の国家報告の委員会による審査を傍聴していたタイ外務省の職員二人が私のところへ来て、「タイも規約を批准することを検討中だが、まず国内法を整備して後に批准するか、批准してから国内法を整備するか、意見が分かれているのだが、あなたはどう思うか」と訊かれました。私は「とにかく早く批准することが大切だ」と申し上げ、「日本も委員会の審査を受けて、古い国籍法が男女の同権を定めた規約第三条

に反すると指摘され、国籍法を改正した」と実例を挙げて応えました。いずれにせよ、タイは批准後の七年目に第一回報告書を提出し、二〇〇五年七月に審査を受けました。

タイの第一回報告書の審査後に委員会が採択した「総括所見」の概要は、以下のとおりです。まず委員会は、報告書の提出が六年(規約の当事国になって一年以内)に最初の報告書を提出することが義務づけられています)も遅れたことを遺憾としますが、報告書の内容およびタイ代表団の口頭による補足情報の提供は評価します。とりわけ、一九九七年の新憲法が規約の多くの規定を採り入れたこと、憲法の規定により国内人権委員会を設置したこと、法務省のもとに権利自由保護局を置いたこと、南部諸州の事態を平和的に処理すべき国家和解委員会を樹立したこと、児童保護法を制定して国家および各州に児童保護委員会を設立したこと、人権に関する国家行動計画を採択したこと、を評価します。

ただし委員会は、つぎの諸点に懸念を表明し、改善を求めています。これを項目ごとにまとめますと、①タイ刑法では一七歳の犯罪者に死刑が科される可能性がある

ため、一八歳未満の者に対する死刑を禁じた規約第六条の適用を留保しているが、この留保を撤回すべきである、
②国内人権委員会の権限と財政基盤を強化すべきである、
③今回の審査の直前、二〇〇五年七月イスラム教徒の多い南部三州に戒厳令が布かれたが、叛徒の鎮圧措置は規約第四条の制約を超えてはならない、④他国からの難民認定・処理手続を整備すべきである、⑤ビルマ(ミャンマー)からの難民キャンプで生まれた子ども、北部の山岳部族で出生登録のない子ども、無登録の移民の子どもなどが無国籍のまま放置されているのは問題であり、それが児童労働に繋がり易い、⑥犯罪容疑者が拷問・非人道的取り扱いを受けがちであり、弁護士との面接が保障されず、拘留所が狭くて衛生管理が不十分であるうえ、拷問・非人道的取り扱いの行為者がほとんど訴追されていない、⑦ジャーナリストや人権擁護者の活動が脅かされがちで、当局の十分な保護を受けていない、⑧女性の離婚請求権が男性よりも不利であり、横行しているDVの取締法がなく、人身売買防止委員会の設置にもかかわらず女性の人身売買が跡を絶たず、犠牲者の安全と証言機会を保障すべきである、などとなります。

自由権規約委員会が懸念を示したこれらの諸点は、タイだけの問題ではなく、多くの規約当事国の人権状況はより深刻です。さらにタイには、当センターが過去にシンポジウムへお呼びした人権問題のすぐれた専門家も決して少なくありません。たとえば、数年前に当センターと同志社大学のヒューマン・セキュリティ研究センターとが共催した国際シンポジウムにタイから参加されたアンボン女史は、第二次世界大戦のピピン政権の対日協力に対する反対運動を指導した留学生グループの一人でした。また、昨二〇一〇年一月末に当センターが主催した「アジアにおける国際人権規約の実施状況に関するシンポジウム」にタイから参加されたムンターボン・チュラロンコン大学教授は、北朝鮮の人権状況に関する国連特別報告者でした。さらに私自身、これも数年前に国連が主催したタイの法務・外交両省の若手公務員向け研修会の講師を務めました。そのときかれらの知識と熱意に強い印象を受けました。そうした前提に立つて、次回以上記の問題中いくつかを取り上げ、やや詳しく検討することにしましょう。

アジア諸国と人権 (その二七)



研究センター所長
京都大学名誉教授

安藤 仁介

前回申し上げたとおり、今回はタイの第一回報告書の審査後に自由権規約委員会が採択した総括所見の指摘のうち、(1) 南部に布かれた緊急事態宣言または戒厳令、(2) ビルマ(ミャンマー)との国境近くに設置された難民キャンプ、(3) 売春に関連するHIVエイズ、の三事項と、いわゆるタクシン派、反タクシン派の対立の計四つの問題を検討しておきましょう。

まず、タイの政治史でご説明したように、近世の西欧諸国の進出の結果、東からのフランス、西と南からの英国の圧力に抗して、タイは何とか独立を維持しましたが、その代償にマレー半島の南部四州を英国に譲渡しました。

す。しかし、難民キャンプで生まれた子供には原則として国籍が与えられず、またタイ北東部の山岳地帯に住む少数民族の中には親が出生届を出さないで国籍を持たない子供もいます。人権保障のためには「国籍」はきわめて大切な要件ですから、委員会はタイ政府がしかるべき措置をとるよう促したわけです。

三番目に、タイでは徐々に規制が厳しくなっているにもかかわらず、売春が全面的に禁止されているわけではありません。そして衛生管理の不備が原因で、HIVエイズに感染する患者が後を絶ちません。これは遺憾なこととに、アフリカ南部の諸国ほか多くの途上国で見られる現象です。とりわけ、先進国では発病予防薬が開発されて「死に至る病」の懸念は減少したものの、途上国では薬価が高額なため懸念は解消されず、国連事務総長の呼びかけで予防薬購入基金が設立されたほどです。タイでも、遅ればせながら対策は手がけられていますが、委員会はこの問題をDVなど、女性の人権保障へ向けた一層の努力をタイ政府に要請したのです。かつて「売春ツアール」で悪名をはせた日本にとっても、これは他人事ではありません。

この地域の住民は八割がイスラム教徒であり、民族的にマレー系であることも手伝って、仏教中心の中央政府の影響を嫌い自治拡大を求め、それが時にタイからの分離独立運動に発展することもあったのです。これに対して中央政府は二〇〇五年七月、上記の戒厳令を布いて、三万人の軍と一万人の警察官を派遣しました。それにもかかわらず、海兵隊員の殺害や仏教寺院の襲撃などの事件が起きています。こうした状況下では自由権規約も、締約国が「事態の緊急性が真に必要な限度において」規約に基づく義務から離脱する措置をとる(たとえば移動の自由の制限)ことを認めています。しかしその場合にも、恣意的な生命の剥奪や拷問の禁止など、いくつかの基本的な人権を守る義務は存続しますので、委員会はその点についてタイ政府が行き過ぎないように注意を求めたのです。

つぎに、軍事独裁政権の強権支配から多数のビルマ人が国境を越えて避難を続け、タイ政府も国連の支援を受けて、国境近くに難民キャンプを設置しています。難民の中には、反政府運動家のほかにビルマ南東部で政府軍と戦うカレン族などの少数民族の出身者も含まれていま

最後に、はじめに触れたとおり、タクシン派と反タクシン派の対立は、現在のタイが抱える大きな政治問題であり、そのまま人権に繋がる問題でしょう。この前の選挙でタクシン派の「国民貢献党」が大勝利を収め、タクシンの末妹であるインラック女史が首相の地位に就きました。当のタクシンは、汚職罪の確定判決執行を免れるため、海外逃亡生活を続けていますが、かれの人気を支えているのは、タイの政治がそれまで注目してこなかった農村や都市の貧困層の福祉政策を積極的に進めた実績にある、といわれています。これは反タクシン派が民主主義を強調するインテリ層や都市の中間所得層に多いことと対照的です。たしかに民主主義にとって、タクシンが首相時代に試みた強権的な政治手法は好ましいものではなく、ある意味でポピュリスト的と非難されるのも止むを得ないでしょう。他方で、民主主義がより多くの有権者に支持されるためには、大衆にとって納得できる政策が打ち出されることも必要です。「民主主義の下では、国民は自分たちに値する政治しか持つことができない」という言葉を、私たち日本人も自分自身の問題として噛み締めなければなりません。

アジア諸国と人権 (その二八)



研究センター所長
京都大学名誉教授

安藤 仁介

タイに次いで、その隣国ビルマ（1989年に軍事政権が国名をミャンマーに変更し、首都名もラングーンからヤンゴンに変更。2005年から省庁をヤンゴン北方320キロのピンマナに移し、新首都をネピドーと命名した。ここでは旧来の「ビルマ」を用いる）の人権問題を検討してみよう。ビルマの人権問題といえは、アウン・サン・スー・チー女史の名前がまず浮かびます。そこで、彼女とビルマの人権問題とのかかわりを概略的に追うことから始めましょう。

アウン・サン・スー・チーは、「ビルマ独立の父」と呼ばれるアウン・サン將軍の娘ですが、將軍は彼女が2を起こし、それまでの主導者ネ・ウィンに代え、ソウ・マウンを議長とする国家法秩序回復評議会（SLORC）を樹立、反政府活動を軍力で徹底的に弾圧し、多くの犠牲者が出ました。他方で、軍事政権は民政移管までの暫定政府を名乗り、総選挙の実施を公約しました。

アウン・サン・スー・チーは、こうした事態を受けて形成された「国民民主同盟（National League for Democracy, NLD）」に参加し、彼女のリーダーシップのもと、NLDは1990年5月の総選挙で国民議会（People's Assembly）485議席のうち8割以上の395議席を獲得する圧倒的勝利を収めました。けれども、軍は「政権移譲の前提として新憲法の制定が必要」と主張して、選挙結果を無視し、それどころか89年7月には彼女とNLD議長テイン・ウーを国家破壊分子法違反のかどで自宅軟禁し、政治活動を禁止しました。その後92年4月、ソウ・マウン議長はタン・シュエ議長と代わり、95年7月にはアウン・サン・スー・チーの自宅軟禁は解かれましたが、彼女の求める政府との対話は拒否され続けました。

NLDは同年11月に開かれた国民議会を2日目にボイコットしました。さらに1996年12月、ヤンゴンで88年以降最大の反政府街頭学生デモが起き、翌97年11月軍

歳のとき、後で見ると独力を目前に控えた1947年7月19日、政敵に暗殺されたのです。彼女はビルマで教育を受け、1960年に著名な外交官であった母親が駐インド大使に赴任する機会にインドでも教育を受けました。のちに彼女は英国のオックスフォード大学に留学し、そこで未来の夫となる英国人と出会い、結婚後は二人の子供をもうけて静かな生活を送っていました。ところが1988年、病気の母親を看護するためビルマへ帰国した際に、その後の人生を一変させる事態に直面することになったのです。

これものちに見るように、ビルマは国土も日本の一八倍とひろく資源にも恵まれた国です。しかし、1962年3月のクーデターで成立した軍事政権は、74年1月の議会選挙で形うえで民政に移管しながら、その本質は変わらず、政府の要職は軍の中樞部が占め、資源は経済効率の悪い国営企業の支配下に置かれ、しかも利益は彼らの懐に入る仕組みをとり続けました。その結果、ビルマは資源に恵まれながら、国民レベルでは世界でも最貧国の一つに転落したのです。この事態に対する一般住民の不満は、1987年から翌88年にかけて全国的なゼネストに繋がりましたが、軍は88年9月ふたたびクーデター

政府側は最高決定機関としてSLOACを「国家平和発展評議会（State Peace and Development Council, SPDC）」に改組しました。NLD側は1998年9月、さきの90年選挙で選出された議員による国民議会開催を計画したところ、SPDCは議員を含む500人以上を拘束してこれを阻止し、2000年9月には地方視察に出ようとしたアウン・サン・スー・チーを拘束し、再度自宅軟禁下に置きました。そのなかで彼女は政府側との対話を要求し、2002年1月にはタン・シュエSPDC議長と直接に会談しました。しかし、同年5月に軟禁を解かれて地方視察中の彼女は、同年9月NLD幹部とともに拘束され、9月にはみたび自宅軟禁下に置かれました。

このように度重なる身柄拘束や自宅軟禁にもかかわらず、軍政府は彼女自身に危害を加えることを避けてきました。その背後には、平和的手法でビルマの民主化を図る彼女の姿勢に対してノーベル平和賞が贈られ、国際社会がアウン・サン・スー・チーの動静を注視し続けている事実、また彼女が「ビルマ独立の父」アウン・サン將軍の娘であり、国民の圧倒的支持を受けている事実があります。そこで次回、アウン・サン將軍の活動を含め、ビルマ自体の政治史を顧みることにしましょう。

アジア諸国と人権 (その二九)



研究センター所長
京都大学名誉教授

安藤 仁介

前回に指摘したとおり、ビルマは国土も日本の一・八倍とひろく資源にも恵まれた国です。国土の中心をイラワジ河が北から南へ流れ、この大河の流域には平地が広がり、下流のデルタは米の生産地として有名ですが、周辺地域には山岳が多く他国との国境となっています。六千万を超える人口の七〇％近くをイラワジ平野に住むビルマ族が占め、北部中国との国境地帯にカチン族、西部インドとの国境地帯にチン族、同じく西部バングラデシュとの国境地帯にラカイン族、東部ラオス・タイとの国境地帯にはシャン族、その南にはカレン族やモン族など多種多様な少数民族が住み、人口の二割以上を占める

の王朝はその後、チェンマイ、アユタヤ、ビエンチャンなどタイ族の諸王国を攻略して強大な王国を築き上げますが、相継ぐ遠征に国力を衰退させ、一七五二年には南方のモン族に倒されます。

このモン族に対抗して、三度目ビルマ族の覇権を確立したのがアラウンパヤで、かれはモン族との数年に及ぶ戦いに勝ち、一七五九年にはコンバウン王朝を建てます。コンバウン王朝は一貫して拡張政策を採り続け、六〇年代に八年間に及ぶ清の侵略を撃退して以降、ルアンプラハン、アユタヤ、アラカン(ラカイン)を征服して、広大な版図を築き上げました。しかし、こうした拡張政策は、西隣の大英インド帝国の利害と衝突し、一八二四年から三次にわたる対英戦争の結果、最終的に国王が英軍に捕らえられ、八六年にはコンバウン王朝は滅亡して、全ビルマが併合され大英インド帝国の一州となりました。ただし英国の放任経済政策は、住民の大半を貧困に追いやったため、一九三一年には農民一揆を誘発し、英国は同三七年にビルマをインドから分離したのです。

アウン・サンは英国の支配に抵抗する名門の出身で、ラングーン大学在学中に学生同盟の委員長となり一九三六年、後に首相となったウ・ヌーとともに学生ス

ほか、インド人や華僑も住んでいます。宗教的には、ビルマ族、モン族、シャン族はほぼ百分が仏教徒で人口の約八九％、インド系住民のヒンズー教徒とイスラム教徒が併せて四％、山地のカレン族やカチン族に多いキリスト教徒が二％を占め、それ以外の少数山岳民族はほとんどがアミニズムの信仰者です。

イラワジ河流域には、旧石器時代の終わりから新石器時代の初めにかけて人が住んでいた形跡があります。この地に政治的集団が形成されたのは、一・二世紀から九世紀ころまで栄えたピュー族の国家が始めてであろう、と考えられています。そして九世紀中頃、ピュー族の国家が中国雲南の南詔に攻め滅ぼされたのちに、ビルマ族がイラワジ平野に進出し、一一世紀にはパガンに王朝を樹立しました。しかしパガン王朝は、一三世紀後半に幾度も元の侵攻を受けて一二八七年には崩壊し、この地域の覇権は東部から進出してきたシャン族の手に移ります。シャン族は一四世紀後半にアバ王朝に統合されましたが、アバ王朝は一六世紀前半に他のシャン族集団に滅ぼされます。他方で、シャン族の支配を逃れて南下したビルマ族は、シッタウン河上流のタウングーに集結し、一六世紀半ばにはタウングー王朝を樹立します。こ

トライキを指導、卒業後は政治の道に進んで「われらビルマ人連盟」に入党し、英国からの独立を目指す地下活動に取り組みました。同四〇年には逮捕状を逃れて中国のアモイへ密入国し、そこで日本軍の特務機関と接触、その協力を得て翌年ビルマを脱出させた三〇人の青年とともに海南島で軍事訓練を受け「ビルマ独立軍」を結成、四二年には日本軍の侵攻に伴ってビルマに入り、バー・モウ親日政府の防衛軍司令官を務めます。しかし日本側の意図に不信を懐いたアウン・サンは四五年三月、抗日戦線「反ファシスト人民自由連盟」を組織して蜂起し、日本の敗戦後はこの組織の総裁として政権を担当することを英国総督に要請、翌四六年九月にはビルマ執行理事会副議長に任命されました。さらにロンドンで英国のアトリー首相と会談後の一九四七年一月二七日、一年以内のビルマ独立を取極めたアウン・サン・アトリー協定を公表しました。また同年四月の立憲議会選挙では上記の自由連盟が二〇二議席のうち一九六を獲得しました。しかしながら独立の準備手続に没頭していた一九四七年七月一九日、ラングーンで執行理事会を開催中、アウン・サンは六人の閣僚とともに政敵ウ・ソウの刺客に暗殺されたのです。

アジア諸国と人権 (その三〇)



研究センター所長
京大名誉教授

安藤 仁介

アウン・サンが独立後のビルマ統治に携わっていたら、かれはビルマをどのような方向へ導いたか、かれの暗殺後は知る由もありません。いずれにせよ、暗殺の翌一九四八年一月四日、ビルマは連邦共和国として独立しました。しかし独立の直後から、ビルマは国家崩壊の危機に直面したのです。

まず同年三月には、コミンフォルム（共産党および労働者党情報局）の闘争路線を反映して、ビルマ共産党が武装蜂起しました。また同年八月には、左派の人民義勇軍が反

政府活動に走りまわりました。さらに翌四九年一月には、少数民族の中で最多数を占めるカレン族がイラワジ・デルタや半島部南端で蜂起し、正規軍からもカレン族三個大隊が叛徒側に寝返り、かつてビルマ族の王朝が在ったタウンゲーに臨時政府を樹立して、カレン国の独立を宣言しました。これらの反乱軍に対して、ネーウイン司令官のもとにビルマ政府正規軍は兵員を強化して事態の收拾に努め、一九五二年以降、反乱活動は徐々に沈静化していきました。

他方、アウン・サンがつとに抗日戦線として組織した「反ファシスト人民自由連盟」は万年与党の座に安住して腐敗し、これに対する国民の不満は鬱積していました。また、与党内部の指導権争いが激化して、一九五八年六月、党が分裂したため、軍の参謀総長職に就いていたネーウインが担ぎ出され、選挙管理内閣が組織されました。そして六〇年二月、この組織のもとで総選挙が実施され、反ファシスト人民自由連盟は惨敗し、ウ・ヌーの率いる連邦党が圧勝して、ウ・ヌー内閣が再度登場しました。しかし、政情は安定せず、カレン族に次いで数の多いシヤ

ン族のあいだから連邦離脱の動きが起こり、北部に住むカチン族の過激派も独立を求めて蜂起したのです。

こうした状況下、一九六二年三月、ネーウインはクーデターに訴え、政治家を逮捕、憲法を停止、国会を解散して、革命評議会を設置し自ら議長となりました。革命評議会は、一六名の高級将校から成り、議会制民主主義を否定して社会民主主義国家の建設を目指し、全生産資本を国有化するとともに、農民評議会や労働者評議会をとおして国民の組織化を進めました。また、中央から地方の末端に至るまで、すべての行政機関に軍人を配置しました。そして一九七一年には新憲法起草委員会が発足し、各地で公聴会を重ねて練り上げられた憲法草案が七三年一二月に国民投票に付され、九割強の支持を得て採択されました。翌七四年一月には、新憲法に基づく国民議会の選挙が行われ、議会の成立を受けて革命評議会は解散され、軍籍を離れたネーウインが大統領に選出されて民政に移行し、国名もビルマ連邦社会主義共和国と改められました。なお、この間、ウ・タント事務総長に

象徴されるように、国連外交は進められましたが、東南アジア諸国連合（アセアン）に加盟しないなど、鎖国に近い外交政策が採られ続けました。

問題は経済です。繰り返し指摘したとおり、ビルマは国土も広く鉱物を含む天然資源に恵まれた国です。しかし、英国の植民地支配のせいもあって、米を中心とする農産物やチーク等良質木材など一次産品の輸出と工業製品の輸入が、独立前からの経済パターンであり、これは現在に至るまで基本的に変わっていません。しかも、社会主義国家を目指して金融・流通を含む全生産資本を国有化し、それを国営企業や政府・軍と近い特定業者の運用に委ねるため、効率が低く腐敗し易い体質に陥り、そこから拳がるわずかな利益も、関係者の懐に入る仕組みになっていきます。そういう事態に対する一般国民の不満が、一九八八年の全国的なゼネストを引き起こし、一九九〇年の総選挙でアウン・サン・スー・チーの率いる「国民民主同盟」の全面的な勝利に繋がったことは、すでに見たところです。

アジア諸国と人権 (その三)



研究センター所長
京都大学名誉教授

安藤 仁介

さて、すでに指摘したとおり、アウン・サン・スー・チーは軍政府に何度も自宅軟禁されながら、平和的手段でビルマの民主化に努力してきましたが、最近の政府の動向には少なくとも表面上大きな変化が見られません。まず二〇〇七年九月に軍の優位を掲げた新憲法草案が発表され、翌〇八年の国民投票で九割以上の賛成で承認されました。二〇一〇年この憲法のもとで二〇年ぶりの総選挙が実施され、上下両院で四分の一議席を保障された軍人枠を背景に、国家平和発展評議会（SPDC）が圧勝しテイン・セインが大統領に選ばれました。当初スー・チーの国民民主同盟（NLD）は選挙をボイコットしていましたが、二〇一一年軍政から民政への移管を受け、同年八月にはスー・チーとテイン・セインの話し合いが実

現し、二〇一二年の下院補欠選挙にはスー・チー自身が立候補して圧倒的多数で当選しました。この間、政府は二〇一一年五月と翌一二年一月多数の政治犯を釈放し、とくに後者には一九八八年民主化運動の学生リーダーだったミン・コー・ナインが含まれています。こうした動きのなか、欧日はビルマへの投資を解禁し、二〇一一年にはクリントン米国国務長官もビルマを訪れテイン・セイン大統領と会談しました。また、これに先立ち、同大統領は中国との国境地域に建設予定のミツソン巨大ダム計画の中止を発表しました。

この自由化がどこまで本物でどこまで進むかは、もう少し時間がたたないと判断できません。一説では、スー・チーは二〇一五年の選挙における大勝利と民主化の進展を目指しているといわれます。しかし、リーダーがだれになるかと、ビルマの行手には三つの大きな問題があるといわなければなりません。それは、経済発展と民主化、軍の既得権益の処理、そして少数民族問題です。まず経済発展ですが、何回も指摘したように、ビルマは国土も広く、六千万以上の勤勉な人口を抱え、天然資源にも恵まれていますので、これらをうまく活用すれば、大きく経済発展する可能性を持っています。ある意味で、アセアンの盟主である隣国のタイよりも大きな可能性を持つ

ているでしょう。しかし、この可能性を多くの国民のプラスとするためには、外国からの投資を国民の雇用拡大につなげ、国際競争に耐える効率の良い産業の生育につなげる必要があります。そして発展の過程で生じる「格差」が、恵まれない国民層の不満を癒す方策に留意しなければなりません。

つぎに、ながい軍政時代に蓄積された軍部や政府関係者の既得権益をどのように処理するか、も問題です。現在、議会の多数派を占める軍や政府関係者が多数の国民のために、自分たちの既得権益をたやすく手放すとは思われません。そうなると、よほど強権的な手段に訴えないかぎり、かれらの了解をとりながら、おそらく時間をかけて少しずつかれらの特権を削り、それを意欲・才能を持つ国民層に移す方策が不可欠でしょう。しかも外国からの投資は、基本的に利潤を比較的短期間に回収することを狙うでしょう。その意味で、外国資本にとっては既存権益層と安易に手を組むほうが、短期的な利潤回収がはかどるかもしれません。したがって、既存権益層の了解をとりながら、国民多数の利益となる経済発展計画を作り上げることは、決して容易な技ではありません。

最後に、多くの少数民族を抱えたビルマ特有の悩みが

あります。国民全体の七割近くがビルマ族ですが、それは三割以上がビルマ族でないということです。英国の植民地から独立を達成した直後のビルマが、少数民族の自立・自決運動によって、国家分裂・崩壊の危機に見舞われ、それを回避するために軍事独裁の政体がいわば必要に迫られて出来上がった過程は、先に見た通りです。そして、そうした体制が、独立後のビルマで長く続いてきたことも事実です。また、英国に植民化される以前のビルマも、ビルマ族が絶えず支配し続けていたわけでもありません。現在でも、北部のカチン族は独立を目指して武力闘争を続けています。また、西部のバングラデシュと接する地域には、植民地時代にインドから強制移住させられてきたイスラム教徒のロヒンギャ族が住み着いています。しかも、かれらはビルマ国籍を与えられず、国連難民高等弁務官事務所もその扱いに苦慮しているほどです。要するにビルマの少数民族問題をどのように処理すべきかは、ある意味でビルマの国内問題というよりは、国際社会が対処すべき側面のある問題です。

ビルマは、国際人権規約をはじめ、多くの国際人権条約には加入していません。しかし、ビルマの少数民族問題は、国際人権保障を論じるうえで、決して無視できない問題であることも忘れてはなりません。

アジア諸国と人権（その三）



研究センター所長
京大名誉教授

安藤 仁介

同国国境の北に接するロシア、南に接する中国という二大国との関係に注目しながら、モンゴルの近代史を簡単に振り返っておきましょう。

前回まで見たビルマは、「市民的および政治的権利に関する国際規約」にもその「選択議定書」にも入っていません。これと対照的なのがモンゴルで、モンゴルは同規約を発効に先立つ一九七四年に、選択議定書を一九九一年に、それぞれ批准しています。これまでモンゴルに対して選択議定書に基づく個人通報は一件も寄せられていませんが、規約に基づく国家報告書の審査はすでに一九八〇年、八六年、九二年、二〇〇〇年、一一年の計五回にわたって受けています。しかもこの間、モンゴルの政治体制は変化しています。そこでまず、

立し続けました。

しかし明王朝を倒した清王朝の満州族は、一七世紀末にはモンゴル族の反乱を抑えて支配下に組み込みました。また早くからモンゴル族と接触して、モンゴル地域の東南に住む漢族およびモンゴル族を中国本土攻略の予備軍として活用していました。これが後に「内モンゴル」と呼ばれる地域が構成される先がけとなり、同地域は他のモンゴル地域と比べて漢文化の影響をより強く受けるようになります。そして、そのことがモンゴル族の満州族ひいては漢族に対する反感の一因となったとも考えられます。もともと清王朝はモンゴル族の関心を買うため、その社会構造の維持を図って、王公領を厳密に設定したり、フビライ・カーン以来のラマ教勢力保護を継続したりしていました。ただし、アヘン戦争後に清王朝の近代化が進められる過程で、モンゴルの政治機構が見直されるとともに、多数の漢族系商人がモンゴルへ進出して商業網を広

げ、金融高利貸事業に従事するようになってきました。

そうした状況のもと、一九一一年に辛亥革命で清王朝が倒れると、モンゴルの指導者層はロシアに接近し、内外モンゴルを合わせた大モンゴル国の建設を目指したのです。しかしロシアは、モンゴル指導者層が樹立した新政府、中華民国、ロシアの三者間で「キャフタ協定」を結び、中国の宗主権下で外モンゴルに自治を認めるものとしてモンゴル新政府を承認する構想を選びました。だがその直後、一九一七年に起こったロシア革命により、帝政ロシアが崩壊し、キャフタ協定の構想は実現しませんでした。却って、中華民国は外モンゴルに対する主権を回復すべく一九年には一方的に自治を解消します。これに対して、モンゴル族のなかでロシア革命の影響を受けたグループは、二〇年「モンゴル人民党」を結成し、王公やラマ教勢力とも協力して、民族解放運動を進めることとなります。

アジア諸国と人権（その三三）



研究センター所長
京大名誉教授

安藤 仁介

前回に見たとおり、辛亥革命を機にロシアに接近し、中国からの独立をはかったモンゴルの動きは、一九一七年のロシア革命で挫折し、中華民国は自らの宗主権下に外モンゴルの自治を認めた「キヤフタ協定」を無視して、自治の形骸化を企てます。それに対してロシア革命の影響を受けたグループは一九二〇年、「モンゴル人民党」を結成し、翌二一年には活仏ボグド・ハーンを元首と仰ぐモンゴル人民臨時政府を樹立し、この政権はソ連によって承認されます。ただしかれらは、ロシア革命により誕生したソ連政府の支援のもと、民族解放と並んで

主義者」として肅清の対象となりました。そして四〇年に憲法が改正され、モンゴルがすでに社会主義の建設段階へ移行したことが確認されるに至ったのです。

このようにモンゴルは世界で二番目の社会主義国家として、文字どおりソ連をモデルとする政治・経済・社会体制を築いていきました。もともと、一九三八年の中日戦争以後は、日本からの侵略の脅威にさらされ、本格的な社会主義体制の建設は第二次世界大戦の終結を待たなければなりません。さらに日本の敗戦後、中国大陸では国民党軍と共産軍の戦いが再開され、これを制した後者は一九四九年、北京に「中華人民共和国」政府の樹立を宣言します。この間四五年にはヤルタ協定により、モンゴルの現状維持が米・英両国に認められ、モンゴルでは独立を問う国民投票が実施されます。ところが、台湾に追い込まれた中華民国は五三年にモンゴルの承認を取消し、かわってモンゴルと中華人民共和国政府との関係がスタートしました。しかし六〇年代に入って中ソ対立が徐々に顕在化して以降も、モンゴルはソ連支持の立

社会改革をも目指し、活仏を頂点とするラマ教・王公勢力や漢族系商人など旧勢力の特権を削減する政策を打ち出します。そして一九二四年、当時の活仏が死去すると、人民政府は活仏元首制度そのものを廃止して国号を「モンゴル人民共和国」と改め、「封建社会」から「資本主義社会」を経ることなく「社会主義社会」へ移行する独自の国家路線を選択し、最初の憲法を採択したのです。

さらに一九二九年、モンゴル人民党は「モンゴル人民革命党」と名を改め、反封建闘争の一環として王公・ラマ教寺院の財産を没収し特権を剥奪します。また三〇年、党大会の決議に基づき、遊牧民の集団化と農民への一部転換、中央消費者組合による国内商業の独占、反宗教キャンペーンなどを促進しました。だが、これらの急激な改革はモンゴル社会内部に緊張をもたらし、生産性の低下を招いたため、三二年には、より現実的な段階的社会主義建設路線に切り替えざるを得ませんでした。他方で三〇年代後半には、ソ連における「スターリンの肅清」に影響され、モンゴルでも多くの人が「ブルジョア民族」に堅持し、この状態はベルリンの壁倒壊に象徴される社会主義の終焉まで続いたのです。

私は一九九二年、「市民的および政治的権利に関する国際規約」に基づくモンゴルの第三回政府報告書の審査に立ち会いました。報告書はロシア語で書かれ、モンゴル代表団もロシア語で審査に臨みました。その折、代表団の一人が私のところへ来て「これまで自分たちの国はソ連をモデルに運営されてきた。けれども社会主義の崩壊を受けて、今後それに代わるモデルをどこに求めるべきか、悩んでいる。モンゴルには騎馬や酪農に代表される伝統文化があり、豊かな生態系や天然資源はあるが、それらを国家の発展と国民の福祉実現のためにどのように活用すべきかを巡って、われわれは混迷の模索の最中にある」と述べたことが、強く印象に残っています。私は「いろいろな条件が違いすぎるが、日本の近代化過程の経験のなかには、モンゴルの参考になる点があるかも知れない」と申し上げましたが、あまりお役に立てなかったのではないかと反省しています。

アジア諸国と人権（その三四）



研究センター所長
京大名誉教授

安藤 仁介

モンゴルでは一九九〇年、世界的な社会主義の崩壊を受けた知識人の民主化要求のまに、それまで政権を独占してきた人民革命党が一党独裁を放棄して複数政制を認めました。また一九九二年には、新憲法の下で国名を「モンゴル人民共和国」から「モンゴル国」に改め社会主義を放棄、マルクス主義と決別して、最初の国会（国民大会議）総選挙を実施しました。この選挙では人民革命党が圧勝しましたが、翌九三年の大統領選挙では、逆に連立野党の推す候補者が圧勝し、モンゴル史上はじめて非共産主義政権が誕生したのです。しかし連立野党の政府があまりにも急進的な経済改革を進めたため、インフレなどによる社会混乱をもたらし、九七年の大統領選挙では穏健改革を主張する人民革命党の候補者

が勝利し、同党は二〇〇〇年の国民大会議選挙でも議席の九割あまりを獲得して、政権を奪還しました。この間、一九九三年にはロシアと、翌九四年には中国と、それぞれ友好協力条約に調印し、二〇〇五年には、後者との国境を画定しています。

先に見たとおり、モンゴルは自由権規約に基づく国家報告書の審査をこれまでに五回受けています。このうち最初の二回は、自国が「封建社会から資本主義社会を経ることなく社会主義社会へ移行した」という独自性の強調に終始し、実質的な内容に乏しいものでした。三回目の一九九二年の審査には、私も自由権規約委員会委員の一人として参加しましたが、この年モンゴルは同規約の選択議定書を批准し、個人通報を受け付ける道を開きました。これ以後の報告書は英語で書かれ、政府代表も英語で対応するようになり、二〇〇〇年の審査ではNGOに関する国内法を一九九七年に制定し、弁護士会が設立されたことと並んで、報道自由化法が制定されたことを報告しています。また二〇一一年の審査では、パリ原則に従った国内人権委員会に関する法を四年前に採択した、と報告しています。これらはいずれも先の審査における自由権規約委員会の勧告に応えようとした努力の表れであることは委員会も認めましたが、モンゴルの人権状況に多くの課題があることも指摘し

ています。

その中で特に注目されるのは、旧ソ連型の諸国と同様に、行政府の権限が強大なため、立法府が政府の政策実現に協力的な態度をとりがちなこと、それもあって司法府の独立性ひいては法曹界の力がきわめて弱いことです。この種の権威主義的な体制の下では、国民が政府を批判することは難しく、民主主義が有効に機能するのは容易なことではありません。また刑事事件にかかわる被疑者や被告の人権も無視されかねません。たとえば二〇〇八年の国民大会議総選挙で与党の人民革命党が早々と勝利宣言をしたのに対し、野党民主党は開票に不正があったと抗議してその支持者などが人民革命党本部を占拠し暴動状態になりました。そのため、非常事態が宣言され治安部隊が動員されて催涙ガスやゴム弾で鎮圧を図りましたが、五名の死者と三二〇名を超える負傷者が出ました。これに関連して自由権規約委員会は治安部隊の行き過ぎに関する調査、それに基づく処罰が適正になされたか、非常事態の中で国内人権委員会が効果的に活動したか、について疑問を提起しています。

女性の人権も大きな問題です。一般に、女性の法律的・社会的な地位は男性に比べて低く、家庭生活や企業活動で不利な立場を強いられています。DVの規制・取り締まり、犠牲者の保護も不十分なままで、妊産婦の死亡率

も高止まりしています。また、人身売買にも有効な対策が取られておらず、被害者や犠牲者が必要な保護を受け自らの権利を守りしかるべき補償を得ることはきわめて困難です。そして、かれらや障害者などの社会的弱者に対する法的扶助やそれに従事する人材の養成が遅れています。さらに、種々の原因による無国籍の年少者が少なくなく、政府はモンゴル市民権付与などの対策を講じていますが、建前通りに機能していないのが現実です。なおモンゴルには、カザフ系などの少数民族がいくらか居住していますが、自由権規約が求めるような保護は与えられていません。

もっとも、日本を含めて自由権規約の実施について、問題のない国はほとんどありません。考えてみれば、日本はソ連によって、モンゴルは中華民国（一九七一年まで中国代表権を保持）によって、それぞれ妨害され、国際連合加盟が認められたのはともに一九五六年のことです。また、日本の国技である大相撲の最近の横綱は、三名いづれもモンゴル出身者です。そうして、日本の技術を生かすのに必要なレアアースの輸入先としても、モンゴルは日本にとって重要な国家です。そのモンゴルが民主主義国家として発展し、国民が人権を享有できるようにすることは、日本と日本人にとっても重大な関心事であるべきでしょう。

アジア諸国と人権 (その三五)



研究センター所長
京都大学名誉教授

安藤 仁介

モンゴルに続いて、ヴェトナムの人権状況について考えてみましょう。ヴェトナムは東南アジアの一国で、旧仏領インドシナ3国の一つです。国土面積は33万平方キロと日本よりやや狭く、人口も約九千万人です。細長い国土は、中国と国境を接する北端から南シナ海沿いに一七〇〇キロも広がり、全体としてS字型になっていて、西側ではラオス、カンボディアと隣り合っています。そして、この細長い国土はハノイを中心とする北部、フエ、ダナンを核とする中部、ホーチミン（旧サイゴン）を中核とする南部に、三分されます。

の新石器時代、続いて青銅器時代の遺物が発見されています。しかし、紀元前一二一年、漢の武帝が当時広東に都を置いていた南越王朝を滅ぼし九郡を設置したうち、南部の三郡はほぼ現在のヴェトナムに当たります。その後何度かの土着勢力による反乱や王国の建設も中国の諸王朝の干渉を受けましたが、一〇〇九年になつてはじめてヴェトナム人による比較的長期の安定政権、リ王朝が樹立されました。それ以降もヴェトナムの政権は、内紛に乗じて干渉を繰り返す宋、明、清の勢力に翻弄され続け、今日のヴェトナム国家の骨格が固まるのは、やっと一八〇二年、グエン王朝の成立以後のことです。ただし、清朝後期における西欧列強の中国進出のなか、フランスが一九世紀後半には、まず南部をフランス領コーチシナ、北部をトンキン保護領、中部をアンナン保護国として植民地化したことは、ご承知の通りです。

いずれにせよ長期に及ぶ中国との関係は、その文化がヴェトナムの社会組織、信仰、儀礼、風俗習慣、そして芸術などの各分野にわたって強い影響を与えた事実を意味します。その中でも、法制と官僚支配体制はヴェ

トナムの人口構成をみると、総人口の八割五分はヴェトナム系で占められ、周辺の他部族からはキン人と呼ばれています。また、北部山岳地帯には、水稲耕作に従事するタイ系諸語の少数民族が住んでいるほか、焼畑農耕やケシ栽培などに従事するミャオ族（約25万）、ヤオ族（約20万）などの少数民族も住んでおり、いずれもシナ・チベット系といわれています。これに対して北部山間部に住むムオン族（約40万）はヴェトナム語と同系の言葉を話すと考えられており、中部高原地帯に住むモイ族などモンタニヤールと呼ばれる少数民族（100万を超える）と同様に、焼畑農耕や採集、狩猟などの伝統的な生活様式を維持しているアウストロアジア語系およびアウストロネシア語系の原住民です。かつては、ヴェトナム人の祖先は中国南部から来たと思われていましたが、今日ではむしろこれら原住民が祖先と考えられるようになりました。

中国系住民は全体の3パーセントに過ぎませんが、ヴェトナムの歴史を通して中国の影響はきわめて強いものがありました。この地域では、すでに紀元前八、〇〇〇年エトナム社会形成の中核的な役割を果たしました。また、儒教を思想の基盤とする漢字文化への傾倒は、「士」（官僚）を中心とするバンタン（文人、読書人階層）の台頭をもたらし、彼らは社会の上層部として政治権力を握るとともに知性の代表ともみなされたのです。これと並んで、ヴェトナムの伝統社会では、村落と中央政府が支配従属でなく、対置する関係にあることが注目されます。そのため、村落の維持・運営は、実質的に長老・退職官僚・富裕農民などで構成される「郷職会議」の手に委ねられ、中央権力の介入は形式的なものにとどまりました。つまり、ヴェトナム伝統村落の共同体的性格と集団主義は、長期にわたる中国への服属、フランス植民地支配やインドシナ戦争への抵抗の全期間を通して、ヴェトナム社会の根底にあったわけでは、ともに共産党独裁の政治体制をとる中国が自由権規約への加入を拒否してきたのに対して、ヴェトナムがなぜ早くから同規約の当事国となっていたのでしょうか。次に、その問題からヴェトナムの人権状況を考察してみましょ

アジア諸国と人権 (その三六)



研究センター所長
京都大学名誉教授

安藤 仁介

ヴェトナムが日本とはほぼ同時期、すでに一九八二年に自由権規約の当事国となった背景には、おそらく次のような事情があったのではないかと考えられます。それはソ連（現在のロシア）の働きかけです。ソ連は一九一七年のロシア革命によって誕生しましたが、資本主義から社会主義への世界同時革命などと喧伝したため、英仏をはじめとする既存国家の政府から警戒され、大国でありながら国際連盟への参加がなかなか認められませんでした。参加が実現したのは、米国（米国自身は国際連盟に不参加）のボルシェビキ政権承認後の一九三四年になってからであり、しかもわずか五年後に

は、ナチスドイツの侵攻に備えて基地貸与をフィンランドに迫ったところ断られ、フィンランドを武力攻撃したことが連盟規約に違反するとして連盟を除名されるといふ、汚名を残しました。つまりソ連は、国際機構における少数者の悲哀を味わったわけで、実はそれが国際連合に参加する条件としてソ連が安全保障理事会における「拒否権」に固執する原因となったのです。それもあってソ連は自由権規約に社会主義諸国が参加するよう強く働きかけたものと思われれます。

ともかくヴェトナムは早くから自由権規約の当事国となり、一九九〇年には第一回の、二〇〇二年には第二回の、それぞれ国家報告審査を受けています。この両回とも報告の提出はかなり遅れています。二〇〇四年に予定された第三回報告もまだ提出されていません。そこで、新しい国連人権理事會が実施している普遍的定期審査（UPR）用にヴェトナム政府が提出した二〇〇九年の報告も参考にしながら、以下ヴェトナムの人権状況を検討してみましよう。

ヴェトナムの人権状況についてまず問題となるのは、司法の独立です。司法システムが活発に機能しない

理由としては、有能な法律家を育てる制度の欠如や司法に関する財政支出の不足も考えられますが、基本的には司法に対する政治の優位、とくに最高人民法院が政府の影響から独立していないこと、また法律の解釈について司法部が国民議會常設委員会の見解を求めかつそれに拘束されることが挙げられます。ヴェトナムの国名は「ヴェトナム社会主義共和国」であり、政治的にはヴェトナム共産党の一元独裁体制であって、他の政党を認めていません。そのため、集会・結社の自由は大幅に制限され、政府や政策を批判する団体やNGOなどの活動は厳しく制限されています。一九八六年の第六回党大会で、社会主義に市場経済システムを取り入れた「ドイモイ」（刷新）政策が採択され、その限りにおいて経済活動の自由化は図られました。その場合にも政府の政策が優先して、議会はそれに協賛せざるを得ず、司法部がそれを独自の立場から批判しえない点は、他の社会主義独裁政権と変わるところはないようです。

つまり、集会・結社の自由を含む「表現の自由」の実態が問題です。上に触れた二〇〇九年の報告は「すべての人びとの言論、新聞、表現、情報の自由を保障するこ

とはヴェトナムの変わらない政策である。ヴェトナムの憲法、新聞法、反腐敗法、苦情・非難法、（そして予定されている情報アクセス法）などなどは国際的な法や実行に即した新聞および表現の自由を明確に定めている」と述べています。そして、「ヴェトナムの新聞は社会的・集团的諸組織のフォーラムであり、社会と人びとの利益を守る道具である。新聞はまた、政策や法の実施をモニターする重要な力でもある。すべての市民はあらゆる政治的、経済的、社会的問題についてマス・メディアを通じてかれらの願望や意見やコメントを表明する権利を持っている。・・・実際、新聞は国家からかなり独立している」とも述べています。さらに報告は、多くのビジネス集団は各自のメディアを持って活動する許可を与えられており、ヴェトナム総人口の二・四パーセントがインターネットを利用していること、またブログの活用も奨励されていること、を明らかにしています。ただし、これらの行為について、ヴェトナム国家が「国家の安全保障、道徳的価値、伝統や慣習を保護し、子供を有害な影響から守るために」必要な規制を設ける、とも指摘しているのです。

アジア諸国と人権 (その三七)



研究センター所長
京都大学名誉教授

安藤 仁介

ヴェトナム国家（政府）が「国家の安全保障…を保護し…守るために」必要な規制を設けることができるという点で、問題になるのは「宗教団体」です。ヴェトナムには周辺地域から入り現地化した儒教、道教や大乘仏教のほか、山岳部族の一部に自然崇拜的な土着信仰が見られますが、一六世紀以降ローマン・カトリック（旧教）が導入され、フランス植民地時代にとくに北部で急速に広まりました。ところが比較的最近、旧教は政府から大々的な迫害を受けています。その背景を知るためには、ヴェトナムの近・現代史に目を向ける必要があります。

その意図貫徹を妨げるような、政治・行政面の障害は徹底的に排除されました。まず組織面では、フランス総督が行政組織を完全に西欧化し、本国から派遣された職員を要職に就けました。ヴェトナム王室との関係では、フランスの意図にそぐわない君主は退位させられ、フランス側の政策を受け入れる人物のみが王位に就くことができるようになりました。同様に、フランス側の政策促進に役立つ人物のみが地位の低い行政職に就くこととなりました。その結果、ヴェトナムの伝統的な官僚組織は実質的な力を奪われ、機能できなくなっていたのです。

政治・経済両面におけるフランスの植民地化政策によつて、利益を得たのはフランス側と彼らに追従したごく少数のヴェトナム人だけで、圧倒的多数のヴェトナムの人びとは貧困と屈折感にさいなまれつづけました。かくして多数のヴェトナム人の目に、資本主義経済は、植民地的収奪と結びついた外国支配の産物と映り、それが国民的抵抗運動の性格に抜きがたい影響を与えることとなったのです。

先に見たとおり、フランスは一九世紀後半にヴェトナムを植民地化することに加えて、隣接するカンボディアとラオスを含めたフランス領インドシナ全体を政治的な支配下に置き、経済的には植民地として文字通り搾取する政策をとりました。この政策のもとで、経済面では、鉄道、道路、港湾、橋梁、運河などの公共施設の建設は、フランスの主導により進められ、その目的はインドシナ地域の潜在的な富を収奪することにあります。すなわち、一方で米、石炭、稀少鉱物、のちにはゴムなどの一次産品の輸出处として、他方でフランス工業品の輸出先として、フランスの企業や投資家の参入を税制や関税面で優遇しました。しかも、中長期的な地元産業の育成には配慮を尽くさず、せいぜい飲料用醸造所や蒸留所、小規模な砂糖精製所、精米所や製紙工場、ガラスやセメント工場、繊維工場の建設を促進して、現地住民の消費を奨励し、それによつてフランス側投資家の短期かつ収奪的な利益回収を図つたのです。

そして、こうした経済的収奪をすすめるうえでフランスは、フランスの植民地支配が手掛けられた一九世紀後半から、ヴェトナム人の間に反植民地・反フランス的な動きが無かつたわけではありません。それも、初めは伝統的なヴェトナムの体制への復帰を目指していましたが、二〇世紀に入るとフランス支配に反対するものの西側的な思想・科学・技術は受け入れる方向に転換し、第一次世界大戦後には民族解放運動は大きな高まりをみせます。しかしフランス側の徹底的な弾圧に抗して、運動の中心は地下のテロ活動に移らざるをえず、その中からホー・チ・ミンに率いられたヴェトナム革命青年連盟が頭角をあらわし、一九三〇年にはヴェトナム共産党（のちインドシナ共産党と改名）が組織されました。ただし一九四〇年、日本軍の仏印進駐・フランス軍非武装化後フランス側はバオ・ダイをヴェトナム皇帝に任命し、かれは日本軍の保護下にヴェトナムの独立を宣言します。他方ホー・チ・ミンは一九四一年、共産党の指導下にヴェトナム独立連盟（ヴェトナム・ミン）を結成し、連合国側に協力するようになります。

アジア諸国と人権 (その三八)



研究センター所長
京都大学名誉教授

安藤 仁介

一九四五年八月、日本の敗戦に伴いヴィエト・ミンはハノイを占拠、翌九月にヴィエトナム民主共和国(北ヴィエトナム) 樹立を宣言してホー・チ・ミンが初代大統領に就任、四六年一月には復帰したフランス軍とハイフォンで衝突して第一次インドシナ戦争が始まります。フランスは四九年サイゴンでバオダイを復位させヴィエトナム国の独立を認めますが、五四年にはディエンビエンフーの戦いに敗れてジュネーブ協定を締結し、ヴィエトナムは北緯一七度線で南北に分断されました。南では一九五五年、フランスに替わった米国を後ろ盾にゴ・ジエン・ジエムが大統領に就任しヴィエトナム共和国(南ヴィエトナム)と改称、これに対して六〇年南ヴィエトナム

解放民族戦線が結成され、六二年以降米国も介入する第二次インドシナ戦争へと繋がります。そして七三年には南北ヴィエトナム政府、解放戦線、米国の四者によるパリ和平協定が成立し、米国人捕虜釈放と米軍の撤退後、七五年の北側大攻勢の前にサイゴンは陥落、南側は全面降伏、翌七六年の南北統一選挙で選ばれた国会は国名をヴィエトナム社会主義共和国と改めたのです。

さて、先に見たヴィエトナムにおける旧教の迫害を理解するためには、フランス植民地時代から続く同国の苦難の歴史を顧みる必要があるでしょう。このことは、共産党の一党独裁やそれに基づく経済政策についても当てはまり、多くの面で国民の自由な活動が制約されています。もつとも、だからといってあらゆる人権の制約が許されるわけではなく、必ずしも政治体制や経済政策に関わりのない人権問題も見受けられます。たとえば、自由権規約委員会の審査では、被疑者の扱いや刑務所の状況に懸念が表明され、被疑者については身柄の拘束後、家族や弁護士への連絡が確保されていないこと、身柄の拘束場所や刑務所の医療体制や衛生基準に問題があることなどが指摘されました。また、NGOを含む団体の組織や活動、マスメディアの報道に関して、種々の規制が課

されていることが問題とされています。

さらに、女性の人権についても、DVをはじめ、避妊の選択や具体的な方法に対する家族内や社会的な制約が強いこと、教育・社会生活・家族生活において子供や年少者の意思が必ずしも尊重されていないこと、とりわけ身体不自由者の人権保護が不十分なことなどが、規約人権委員会の懸念事項に挙げられています。そしてヴィエトナムも他の東南アジア諸国と同様に、少数民族問題を抱えています。3パーセントの中国系に加え、タイ系、クメール(カンボディア)系のほか、最初に触れたようにミャオ、ヤオ、ムオン、モイなどの山岳部族を含めて全人口の15パーセント近くが少数民族です。ただし、ビルマのように分離・独立をめぐる鋭い対立はありません。

実は私には、ヴィエトナムについて、個人的な想い出が二つあります。一つは一九六九年、米国の首都ワシントンで博士論文を仕上げため大部の資料をコピーしていた店の経営者夫妻がヴィエトナム出身者でした。親しくなつて夕飯にも招いていただきましたが、かれらは英語と並んで流暢なフランス語をしゃべり、かつては裕福な階層に属していたと思われれます。おそらく何らかの事

情で米国籍を取得することになったのでしようが、かれらが過去にこだわらず立派な米国民になろうと真摯に努力している姿勢がきわめて印象的でした。もう一つは、一九九七年一月、京都大学国際交流委員会を通して知り合ったヴィエトナム国立大学副学長にお願いしてホー・チ・ミン校を訪れ、法学部の私のゼミ生と同校の学生とを英語で交流させた経験です。このときは大型バスで三日間、大学以外の名所まで案内いただきました。しかも、物質的には日本より恵まれていない当時の学生たちが、スクーターを乗り回して親身に付き合ってくれたことが、これも強く印象に残っています。

ところで、自由権規約に基づく二〇〇二年のヴィエトナム第二回国家報告の審査には私も立ち会いましたが、政府代表は一九八六年に始まる「ドイモイ(刷新)政策」の下で社会主義に市場経済システムを取り入れた経済成長の成果を盛んに強調していました。そのせいか、二〇一二年の一人当たり国民所得は一四〇〇米ドルに達し、ヴィエトナムは今やいわゆる中進国の仲間入りをしました。南シナ海の海洋資源をめぐる中国との紛争は遺憾ですが、勤勉で粘り強い国民性に裏付けられて、ヴィエトナムは着実な経済発展を実現し、それが人権の伸長に繋がることを期待されます。

アジア諸国と人権（その三九）



研究センター所長
京都大学名誉教授

安藤 仁介

ヴェトナムに続いて、インドシナの他の二国、ラオスとカンボディアの人権状況を概観してみましよう。

まず、ラオスはインドシナ半島の中央に位置する内陸国で、国境はそれぞれ、北に中国、西にビルマとメコン河沿いにタイ、東にヴェトナム、南にカンボディアと接しています。国土の大半は北部から中部に広がる山岳と高原で、しかもメコン河畔に点在するいくつかの集落は同河へそそぐ急流で分断されているため相互の交通は困難であり、各集落は孤立割拠状態です。農耕地は全土の四%しかなく、ここでは米が輸出できるほど獲れますが、地形のせいで国内における流通は

限られています。なお、首都ヴィエンチャンの北方ダム・ダムの水力発電所からタイへ輸出される電力は、ラオスの有力な収入源となっていますが、ラオスはいわゆる最貧国の一つで、一人当たり年間国民所得は一二〜一三万円にすぎません。ついでながら、ラオスの国土は二四万平方キロと、日本の六割強です。

ラオスの総人口は六八〇万足らず、このうち八〇万は首都ヴィエンチャンに集まり、あとはせいぜい数万どまりで、旧首都のルアン・プラバンも二五万にすぎません。種族的には、タイ系の低地ラオ族が全人口の三分の二を占め、ほとんどが小乗仏教の信者です。他には、ビルマ東北部、タイ北部、中国南部に広がるモン・クメール系や一八世紀後期に中国から来たとされるミャオ族、ヤオ族と呼ばれる種族がいます。そして、ラオ族を含む山岳・高原地帯の居住民は無数の少数民族グループに分かれて独自の文化と言語を持つ自律的な生活を営んでおり、まさに民族のるつぼ的な状況で、中には自然崇拜や祖先崇拜を奉じるものもあります。また都市部には、約一〇万の華僑と三万のヴェトナム人が住ん

でおり、大乗仏教やキリスト教の信者もいます。

ラオスの歴史を見ると、だいたい八世紀ころタイ系の人びとが現代の中国南部から移住を始め、次第に先住民に代わっていきました。一二〜一三世紀にはルアン・プラバンに人が集結し、一三三三年に最初のラオ政権が樹立されてランサン王国を名乗りタイ東北部まで支配を広げチェンマイを服属させましたが、一六世紀半ばにはビルマに攻められて首都をヴィエンチャンに移しました。この間一六四一年には、オランダ商人が交易のため渡来し、ラオスをはじめ西欧世界に紹介されたといわれます。しかし一八世紀には王位継承をめぐる内紛からランサン王国は三王国に分裂し、隣国のビルマ、シヤム（タイ）、ヴェトナムに国土を侵食されたほか、後半にはシヤムの属国となり、また一九世紀にはヴェトナムが北部領土の一部を編入しました。

一九世紀後半に入ると、フランスがインドシナに進出し、ヴェトナム、カンボディアに続いてラオスにも手を伸ばしました。とくにフランスはタイに圧力をかけてルアン・プラバンに副領事を置くことを認めさせ、

一八九三年にはメコン河以東の土地をフランス保護領と認めさせました。そして、ヴェトナムに関する説明で触れた通り、フランスは二〇世紀前半にはインドシナ三国を支配下に入れたのです。しかし、第二次大戦期にフランスは日本の軍事進出の前にラオス王国の独立を認めたものの、一九四五年の日本の敗戦後ふたたびラオスに介入し、四九年にはフランス連合内の協同国たる地位を与え、五三年になってやっと独立を認めました。

他方、日本の敗戦直後に結成された「自由ラオス」は、タイに逃れて亡命政府を組織し、五六年には「パテト・ラオ（ラオス愛国戦線）」を結成して、ラオス北部に解放区を設定しました。そうして、米国の支援を受けた王国政府の支配が形骸化するなか、ラオス国内の右派とパテト・ラオの間で妥協と戦闘が繰り返されますが、七五年春以降のカンボディア、ヴェトナムにおける解放勢力の攻勢とブノンペン、サイゴンの陥落はパテト・ラオを勇気づけ、同年一二月その首導下にラオス人民共和国が誕生したのです。

アジア諸国と人権 (その四〇)



研究センター所長
京大名誉教授

安藤 仁介

実は私は一〇余り前、国連訓練調査研修所 (CZ Institute for Training and Research, UNITAR) の要請で、国連関係の人権システムとりわけ国際人権自由権規約を政府関係者に説明するため、ラオスの首都ビエンチャンを訪れたことがあります。私の説明を聞いた政府関係者は、より多くの人権関係条約に加入するよう努力するが、国内の準備や調整には時間がかかると回答しました。実際ラオスはパテト・ラオのもとで政情がある程度安定した後から、人種差別撤廃条約 (一九七四年、以下同じ)、女性差別撤廃条約 (八一年)、児童の権利条約 (九一年)、

関する国連特別報告者がラオス政府に対し緊急対策をとるよう勧告したほどです。

一五才以下の者が国民の約半数を数えるラオスでは、かれらの人権保障が絶対的に不可欠でしょう。政府もその事実を注視しており、「子供の法」を制定して、子供の権利保護の社会的枠組みを構築しようと努めています。が、子供の体罰が広く行われ、それが社会的に受け入れられています。そんな中で、子どもの経済的搾取とくに児童労働は深刻な問題で、ラオス政府は国際労働機構 (ILO) の助けの基に実態調査と対策の策定に取り組んでいます。

民族問題とりわけ少数民族問題もラオスが抱える人権問題の一つです。先に見たように、国土の北部から中部に広がる山岳・高原地帯がメコン河へ注ぐいくつかの急流によって分断され、民族のるつぼ、状況にあるラオスでは、メコン河開発計画に沿って、高地から平原部に住民を移動させ、原始的な狩猟・漁撈産業からより経済効率の高い農業・工業へ移行するためには、大規模な住民

国際人権社会権規約 (二〇〇七年)、国際人権自由権規約と障害者権利条約 (いずれも〇九年) を批准しています。ただし各条約に基づく国家報告の提出は遅れ気味であり、かつ監視機関の勧告に対するフォローアップも不完全ですが、これはラオスに限った現象ではありません。

各条約の監視機関 (monitoring body) によれば、一般的に官憲の恣意的逮捕、拘留などに対する法的保護体制が不十分で、被逮捕者の人権が保障されていません。これは、そのほかの人権侵犯についても、当てはまります。つまり、法令の上でも事実上も、人権保障の体制が整っていないということです。分野ごとに見ると、まず女性の権利が十分に保護されておらず、女性に対する暴力やセクハラが横行しています。とくに移民労働者の女性は移民に対する差別に加えて、暴力の対象となり易く、それが人身売買に繋がることも珍しくありません。女性に関連して、子供とりわけ少女の人権侵害も問題です。人身売買や性的搾取の被害者の六割が十二歳から十八歳の少女で占められているという情報に接して、児童売買に

移動が必要になります。しかし移動の前提として、住民の同意を得ることはきわめて困難であり、強制移住にはそれなりの人権問題が生じます。開発と人権の両立はグローバルな課題ですが、ラオスの場合とくに深刻な課題といえるでしょう。少数民族といえば、モン族に対する中央政府の差別政策や武力攻撃も問題です。これは独立後の政治的混乱の中で、モン族が外侮勢力によってパテト・ラオと武力抗争させられたことが遠因といわれており、解決には長い時間がかかることでしょう。

いずれにせよ、ラオスでは、各民族・部族集団において実権を握っているのはムラの長老などの伝統的支配グループだとされています。かれらが伝統的な仕来たりや慣習と必ずしも両立しない人権保障をどのように受け止め、それに多数の村人がどのように対応するのか、この問題は途上国一般なかでも近隣のアジア諸国に共通するものだ、といえるのではないのでしょうか。

アジア諸国と人権(その四)



研究センター所長
京都大学名誉教授

安藤 仁介

ヴィエトナム、ラオスに次いで旧インドシナの残る一
国、カンボディアの人権状況を見てみましょう。カンボ
ディアの面積は一八万平方キロで北海道の約二倍、人口
は千五百万余り、その大半がクメール族でかつ小乗仏教
徒です。それ以外は、華僑が50万、ヴィエトナム系が40万、
原住民のチャム族が12万(宗教はイスラム)で、その他
にも採取狩猟、焼畑農業など伝統的な生活様式を維持し
高原や山岳部に居住する少数の先住民グループがいま
す。この数字が示すように、カンボディアはクメール族

が九割を超え、他の東南アジア諸国と違って、「民族的
一体性」が高いといわれています。そしてカンボディア
の国土は、大半が肥沃な平地で高地はごく一部に過ぎず、
東と南はヴィエトナム、西と北の一部はタイ、北の残る
一部はラオスにそれぞれ接し、南西部ではタイ湾に臨み、
かつて交易で栄えた大きな港町もあります。

このカンボディアの地にいつからどんな人々が定住す
るようになったのか、はっきりとは分かっていませんが、
すでに紀元前四千年にはカンボディア地方で陶器が作ら
れていた形跡があり、またカンボディアを含む東南アジ
アには高度な文明が発達していて、米の生産もこの地域
が起源であるといわれることがあります。いずれにせよ、
三世紀ごろ導入されたカンボディア語の表記方法はサン
スクリット文字を用いており、カンボディア社会におけ
るヒンズー文化の影響も強いので、カンボディアが早く
からインド文明の支配下にあった事実が認められます。
この点で興味深いのは「扶南国、Funan」の存在です。

扶南国は、一世紀ころから七世紀前半までカンボディ
アのメコン河デルタ地域にあった古代王国であり、国名
の由来は現地語のブナム(Bram)といわれています。
この国はヒンズー教の高僧がインドから来て土侯の娘と
結婚して建国した、あるいは既存の政権を發展させたも
の、と伝えられています。歴代の王が努力して近隣を
征圧し、最盛期にはマレー半島北部と大ビルマを統治下
に置き、北ではチェンラ(Chenla, 真臘)を属国とし、ヴィ
エトナムの王国と国境を接するに至りました。しかし、
六世紀には扶南国の衰退が始まり、九世紀には台頭して
きた真臘に押されて首都を離れ、八〇二年にはアンコー
ル王朝に取って代わられます。

アンコール王朝の始祖とされるのはジャヤヴァルマン
2世で、かれはカンブジャデーザと呼ばれた政体を自律
的な王国にまとめ、近隣の諸勢力を統合して、カンボディ
アの政治的基礎をつくりあげました。その後の一世紀余
りにわたってかれの子孫は丘の上にピラミッド型の石造

りの王城と寺院を建て、その集合体がアンコール・ワッ
トと呼ばれるようになりました。そのなかでもヤソヴァ
ルマン1世が建て、1キロ四方の壁に囲まれたまたたバ
ケン(強力な先祖)と称される王城・寺院は、世界的な
美術的価値を持ち、カンボディア文明の粋を示していま
す。ついにながらアンコールの語源は、「都市」を意味
するサンスクリットです。

アンコール王朝のもとで繁栄したカンボディアは13世
紀には現在のタイ(マレー半島の東半分を含む)やヴィ
エトナム南部のホー・チ・ミン(サイゴン)市に広がる
大帝国に発展し、文字通りインドシナの中核的な存在と
なりました。しかし12世紀後半に一時首都を奪われ、14
世紀以降タイのアユタヤ朝に攻撃されて永久に首都を失
うに至りました。さらにこれに対抗すべく引き入れた
ヴィエトナムのゲン朝に一九世紀半ばには併合されて
しまったのです。

アジア諸国と人権(その四二)



研究センター所長
京都大学名誉教授

安藤 仁介

カンボディアはこうしてタイ、ヴェトナム双方から

浸食されますが、一九世紀にはフランスがインドシナに進出し、一八六三年にカンボディアを保護領とします。しかし王政はそのまま存続し、一九四一年にノロドム・シアヌーク国王が即位します。ただしシアヌークは四五年、日本軍の仏印進駐・植民地政府解体に伴い、独立を宣言し、四九年の日本軍撤退後は、まずフランス連合内で限定独立、ついでフランスと交渉して五三年には完全独立を達成します。シアヌークは五五年、王位を父スラ

ゲリラ戦に転じましたが、九〇年代には主要な指導者の離脱・死亡などにより事実上消滅しました。

このように内戦が続く一方、王派の民族統一戦線、親米右派、親ヴェトナム人民評議会(人民党)、ポ・ト派の四者は、八八年ジャカルタで非公式協議を開始したが中断。ただしヴェトナム駐留軍がカンボディアから撤退。そのなかで、国際連合安全保障理事会の五常任理事国が、カンボディア最高国民評議会の設置と総選挙実施など、和平の包括的枠組みを提示し、四者もこれに合意して「カンボディア紛争の包括的政治解決に関する協定」(パリ和平協定)が成立しました。

同協定の実施を担保するため九二年、国際連合は二万四千人の要員派遣を決定し、明石康・国連事務次長が国連暫定統治委員会(UNTAC)代表に着任されました。UNTACは九三年に、まず憲法制定会議を実施しましたが、ポ・ト派はこれに参加せず、会議ではシアヌークを

マリットに譲り退位、六〇年、国家元首に就任し、六四年には社会主義体制に移行して、ヴェトナム戦争では解放戦線を支援しました。ところが、一九七〇年シアヌークの外遊中に、親米派のロン・ノル元帥が政権を掌握し、国名をクメール共和国と改めて共和制に移行、七二年には大統領に就任したのです。シアヌークは北京に亡命し、七〇年にカンボディア民族統一戦線を結成して、右派との内戦が勃発します。

この間、七五年には共産党がプノンペンを陥落させ実権を掌握、翌年ポル・ポト党書記が首相に就任し、極端な無差別平等イデオロギーのもとで、私有財産廃止、都市住民の農村移住・農耕強制を実施し、不服・不平者は拘束・拘禁さらには処刑に踏み切り、カンボディアの人口を二百万も減少させた、といわれています。

七九年、ポル・ポト派に対する国民の不満を背に、ヴェトナムが軍事介入し、ポ・ト派に圧勝、ポ・ト派は国家元首に選出して、共同首相制が発足しシアヌークの息子ラナリットを第一首相、ヴェトナムを後ろ盾とするフン・センを第二首相とする連立政権が発足しました。ただし、ラナリットはポ・ト派と通じた罪で有罪とされましたが、恩赦で帰国を許されました。二〇〇六年には、新生カンボディア初の自前による総選挙が実施され、人民党が勝利して、フン・セン長期政権が成立しています。

以上の流れのなかで、ノロドム・シアヌーク(二〇一二年、亡命先の北京で死去)の役割は見逃すことが出来ませんが、彼にはオポチュニスト的な側面があり、王政を維持しようとしていたことが認められる一面、社会主義的な制度を導入するなど、本当に何を国家の最終的な目標としていたか、不可解な点が残ります。その解明には、おそらくかなりの時間が必要でしょう。

なお現在でも「カンボディア王国(Kingdom of Cambodia)」が正式な国家名です。

アジア諸国と人権（その四三） ・カンボディア（三）



研究センター所長
京都大学名誉教授

安藤 仁介

さてカンボディアの人権状況はどうでしょうか。新しい人権理事会の「普遍的定期審査、UPR」によれば、カンボディアはすでに二回の国家報告書審査（1997年7月に第一回、2011年6月には第2・3回）を受けており、そこでは高級官吏の訴追に閣僚の同意が要求される制度の廃止、保安部隊による殺人・強制失踪、拘

禁施設内における死亡など、政府・行政機関の行き過ぎが問題とされています。これに関連して、予備的拘禁や公判前手続きに関する法令が順守されず、恣意的逮捕が

ディアに特別な事情があったのでしょうか。それを探るため、カンボディアの近・現代史を振り返って見てみましょう。

さきに見たとおり、扶南国に代わって九世紀初頭に成立したアンコール王朝は、現在のタイやヴィエトナム南部のホー・チ・ミン（サイゴン）市を含む、文字通り旧仏印の中核的な存在となる大帝國に発展しました。また、世界的な芸術遺産であるアンコール・ワットの周辺には、最近の研究で水道も備えた大都市があったこともわかっています。さらに一四世紀にはタイのアユタヤ王朝に攻撃されて永久に首都を失い、これに対抗すべく引き入れたヴィエトナムのグエン朝に一九世紀半ばには併合されました。そして一九世紀後半にはフランスの保護領となり、この状態は第二次世界大戦後まで続きますが、最終的には独立を回復しています。つまり、近・現代史を通して、カンボディアはカンボディアであり続けただけで、そのなかにとくに人権軽視につながる事情が

日常化していること、容疑者に対する身体的・精神的拷問や取り調べ中の暴行、とくに囚人女性への強姦や性的ハラスメント、さらには子供が起訴されなまま弁護士や裁判所と接触の機会を与えられず、矯正施設へ入れられたり暴力を振るわれたりしていることなど、が指摘されています。

それと並んで、これらの人権侵害の被害者の救済はきわめてお粗末です。まずかれらが手軽に利用できるような救済手段が限られています。また、あるとしても、その有効性は疑問です。そして何よりも、かれらの申し立てを取り上げるべき独立の機関が欠落しており、裁判所を含む独立の司法的救済機関が存在しません。

この事態は、自由権よりも社会権を重視し、審査される国家報告書の社会権の促進を評価し、当該国家を褒め称えるUPRの一般的傾向と著しく食い違っています。いったいその原因は、カンボディアの伝統的な人権軽視に由来するのでしょうか。それとも、審査当時のカンボ

あったとは考えられません。

となると、カンボディアの審査当時に特別な事情があったと考えざるをえません。しかもそれは、極端なイデオロギーに偏向したポル・ポト派の存在を離れて考えることはできません。これもすでに見たとおり、ポト派は無差別・平等思想に基づき、私有財産や専門職の否定、さらには都市居住者の農村移住・農耕従事を強制し、不平分子を逮捕・処罰、最終的には処刑したわけで、この間にカンボディアの人口は二百万も減ったといわれています。

この状態は、カンボディア人の不満を背景にヴィエトナムが武力介入し、ポト派を放逐したことで終結しましたが、ポト派の統治時期に起きた人権侵害こそがUPRの非難の原因であったことは容易に推察が可能です。これは、その後の展開を見れば、明らかです。

アジア諸国と人権（その四四） ・カンボディア（四）



研究センター所長
京大名誉教授

安藤 仁介

このように、カンボディアの最大の人権問題はポル・ポト体制下における国民の大規模人権侵害ですが、これには二つの側面があります。その一つは侵害を裁く裁判所の組織にかかわるものであり、もう一つは裁かれる侵害の中身にかかわるものです。

まず、裁判所の組織について、裁判を実施するように要請した国連側では、安全保障理事会が設置した旧ユーゴヤルワンダのような独立の国際軍事法廷を予想していました。ところが、主権国家の刑事的権限に固執するカ

ンボディア側は同国の国内裁判制度との整合性を強調し、結局国連側が譲歩した結果、裁判は二審とし、一審はカンボディア人3名と外国人2名、二審はカンボディア人4名と外国人3名で構成、最高刑は終身刑、判決は多数決によるが、少なくとも1名の外国人裁判官が同意しないかぎり成立しないという変則的なルールが採用されました。裁判所の運営費は、当初5,600万ドルを見込んで、うち4,300万ドルを国連、1,300万ドルをカンボディアが負担する予定でしたが、資金が予定どおり集まらず、開廷は大幅に遅れました。その後、1億1,400万ドルの追加要請がなされ、日本は全体の約半額を負担させられています。なお、カンボディアからは17名、国際社会からは12名の裁判官候補が選ばれ、日本からは東京地裁の野口検事が裁判官に就任しました。

つぎに、裁かれる侵害の中身ということ、実際に裁判所がだれをどんな罪について裁いたか、つまり裁判所の活動を明らかにすることに通じます。やっと2007

年6月になって、裁判所はポト派幹部の訴追手続を定めた内部規則を採択し、それに基づいて大量殺人にかかわったとされる5名の元ポト派幹部の審理を手がけました。この5名は、多くの政治犯や知識人の処刑・殺害にかかわった収容所元所長のカン・ケ・イウ、国家元首を務めたキユウ・サムファン、ポル・ポトのナンバー2だったヌオン・チア、元副首相兼外相のイエン・サリと妻のイエン・チリ元社会問題相です。一審ではイエン・チリについて専門家の意見を踏まえ「認知症により裁判を受けられる状態にはない」と判断して審理を中断しましたが、二審はこれを破棄し、拘留の継続を決定しました。なお他の4被告についてはこれと切り離して審理を続けることとされています。

以上の情報は執筆段階で入手可能なソースから得たものですが、ポト派の大量人権侵害の責任追及には、つぎのような限界があることを明らかにしたいと存じます。その原因は、

- (1) 関係者の数がはつきりと限定しがたい。
- (2) 被害者はカンボディアの人口の4分の1、ともいわれるため、関係者はいくらでも広がりえる。
- (3) しかも侵害には、侵害を直接に手掛けた人、それを指示した人、計画した人など、極めて多数がかかわっている。
- (4) つまり、ポト派幹部以外の関係者を特定しがたい

などをあげることができます。

そうすると、UPRで指摘されたように「この作業の将来を予測することが、きわめて困難」になります。したがって、この作業を継続するか否か「自体をまず決める必要がある、カンボディアの人権問題全般の解決はまだまだ先のことになりそうです。